

第百九十八回国
参議院内閣委員会
會議録第十七号

令和元年五月二十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十六日
福島みずほ君
竹内 真二君
竹谷とし子君
西田 実仁君
補欠選任
牧山ひろえ君
山本 香苗君
西田 実仁君

五月十七日
山本 香苗君
竹内 真二君
補欠選任
竹内 真二君

五月二十日
有村 治子君
山東 昭子君
長峯 誠君
補欠選任
長峯 誠君

五月二十一日
野上浩太郎君
三木 亨君
補欠選任
三木 亨君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
石井 正弘君
藤川 政人君
和田 政宗君
相原久美子君
矢田わか子君

委員
愛知 治郎君
石井 準一君
岡田 広君
豊田 俊郎君
長峯 誠君
舞立 昇治君
三木 亨君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員会委員長)
山本 順三君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)
官腰 光寛君

国務大臣
(少子化対策、海洋政策)
平井 卓也君
鈴木 俊一君

副大臣

内閣府副大臣
左藤 章君
大口 善徳君

大臣政務官

内閣府大臣政務官
安藤 裕君

事務局側

常任委員会専門員
宮崎 一徳君

政府参考人

内閣官房内閣審議官
諸戸 修二君
内閣官房政策企画室長
徳永 崇君
内閣官房政策企画室長
徳永 崇君

内閣官房内閣審議官
植田 浩君

内閣官房内閣審議官
長屋 聡君

内閣府大臣官房審議官
福田 正信君

内閣府大臣官房審議官
前田 一浩君

内閣府子ども・子育て本部統括官
小野田 壮君

警察庁交通局長
北村 博文君

総務省自治行政局長
北崎 秀一君

文部科学大臣官房審議官
丸山 洋司君

厚生労働大臣官房審議官
八神 敦雄君

厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長
藤原 朋子君

国土交通省道路局長
榊 真一君

国土交通省自動車局長
島 雅之君

観光庁審議官
秋川 直也君

観光庁観光地域振興部長
平岡 成哲君

(特定非常利活動法人の活動実態に関する件)
(ギャンブル等依存症対策の推進体制に関する件)
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、福島みずほさん、竹谷とし子さん、山東昭子さん及び有村治子さんが委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえさん、西田実仁君、長峯誠君及び愛知治郎君が選任されました。また、本日、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠として三木亨君が選任されました。

○委員長(石井正弘君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官諸戸修二君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石井正弘君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原でございます。御質問の機会をいただき、ありがとうございます。

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○内閣の重要政策及び警察等に関する調査
(高齢運転者事故防止対策に関する件)
(子供の貧困対策の今後の方向性に関する件)
(新国立競技場等の建設現場における労働環境の改善に関する件)
(道路における交通安全対策の推進に関する件)

ます。

今日は、高齢者のドライバーの免許更新等についての御質問をさせていただきたいと思います。

最近の自動車事故によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、おけがをされた方々の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

この春は、自動車事故により未就学児が亡くなられてしまう、そういうニュースが相次ぎました。何の罪もないお子さんたちが自動車事故に よって傷ついてしまう、これは何よりも悲しいこ とでございます。こうした事故を少しでもなくす ためにどのような制度設計が必要なのか。第 一義的に、交通事故というのはドライバーの責 任であります、事故を起こさせないための制度 設計は私たち政治や政府の責任であると私は考 えております。最近の交通事故事情、交通事故 防止政策について考えていきたいと思います。

私は 私事でありますが、二十歳から三十代後半にかかまして、プロのレーシングドライバーとして活動していた時期がございます。男性ドライバーたちに囲まれた中でシリーズチャンピオンを取ったこともありますし、一方では、これほどもろん競技、モータースポーツという競技としてはございますけれども、レース中に大きなクラッシュをして七回ほど骨折をしたという経験もございます。

何を言いたいのかといえば、私は、言わば自動車のすばらしい魅力と、しかしながら、ほんの一瞬の判断や気の緩みが原因で生命や身体が脅かされてしまう、そういう自動車の恐ろしさということのも恐らく国会議員の皆様の中でも圧倒的に多く体験していると思います。私の大好きな自動車が、私たちが最も大切にしなければならぬ子供たちを傷つけてしまう、凶器になってしまうというのは許せない、そういう立場から今日は質問をさせていただきます。

さて、政府におきましては、内閣府に設置されております交通対策本部が各省庁間にまたがる諸

課題の取りまとめと政策

とお伺いしております。最近の高齢運転者による自動車事故につきまして大臣がどのように感じてもらえるか、御質問させていただきたいと思っております。

○国務大臣(宮腰光寛君) 高齢運転者による事故の動向につきましては、運転免許人口十万人当たりの死亡事故件数は減少傾向にあるものの、他の年齢層に比べ高い数字となっているなど、厳しい状況にあります。ちなみに、平成三十年における免許人口十万人当たりの死亡事故件数は、七十五歳以上の高齢運転者で八・二件、七十五歳未満の運転者で三・四件となっております。

先月も、豊島区で八十七歳の男性が運転する車により、横断歩道を渡っていた親子が亡くなる痛ましい事故がありました。また、五月八日の大津市での未就学児の死亡事故を始め、子供が犠牲となる事故も後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、本日の閣議前に、昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する閣僚閣僚会議が開催され、総理からは、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進、高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保について、対策を早急に講じるよう指示がありました。

本日の総理指示を踏まえ、関係省庁が連携して対策を早急に取りまとめ、高齢運転者事故防止対策を始めとする交通安全対策に一層強力に取り組んでまいります。

○三原じゅん子君　ありがとうございます。

大臣おっしゃるように、あつてはならない事故が相次いでおります。早急な対策強化ということが御尽力をいただきたいと思ひます。

大臣におかれましては、退席させていただいて結構です。

○委員長(石井正弘君) 宮腰大臣におかれましては御退席いただいて結構でございます。

○三原じゅん子君 高齢者の方たちが起こした交

通事故に關する報道、今大臣がおつしやつたよう

に、大要増えております。いわゆる団塊の世代の方たちが七十代を迎えるようになって、人口構成上、高齢ドライバーの方たちが増えている、これは当然でありますし、それに伴って高齢者の方の事故も増えている、そういう見方でもできると思います。

高齢ドライバーの方の免許更新方法について、現在どのような方法で行われているのか、どの点をチェックされているのか、警察庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（北村博文君） お答えを申し上げます。

運転免許証の更新時には視力等の適性検査を行い、また、運転免許の取消し事由となる一定の病気等に該当していないかどうか、質問票などによるチェックを行います。

また、運転免許証の更新をされる方で更新期間満了日における年齢が七十五歳以上の方には認知機能検査を受検していただいております。検査の結果、認知症のおそれがある第一分類と判定された方については、医師の診断を受け、認知症と診断された場合には運転免許の取消しなどが行われます。

なお、七十歳以上の方には、運転免許証の更新の際に高齢者講習において実車指導を受け、運転能力の衰えなどを自覚していただいておりますが、運転能力等をチェックし、その結果で更新しないなどすることとはなってございません。

例えば、アイトラッキングシステム（日本語で言えば注視点計測装置というんですけれども、目線がどこを捉えているのかを、これを判断する機械です。スポーツ、医学、心理学など様々な分野で応用が広がっております。自動車運転におきましてもこの目線の動きというのはとっても大切なんですね。例えば、進行方向しか見ていませんという、これは御本人は集中して運転をしていると言っているかもしれませんが、客観的に見ると、安全確認を怠っているんだということは言わざるを得ません。

私はレーシングドライバー時代に、レーシングスクールで一般ユーザーの方々へ安全運転の講習、講師等々をしておりました。そのときも、とにかくルームミラー、サイドミラー含めて自分の車の周辺状況を常に何度も確認すること、こういう指示をしてまいりました。そういたしますと、自分は進行方向しか見ていなくて運転していたという反省の言葉を多く聞いたんですね。これは大変危険で、とっさの判断も遅れる、すなわち事故につながる可能性が高くなる、こういうことだと思っています。

ですから、この注視点の計測、今は簡単に計測できますから、これを例えば運動技能検査とか訓練、こういうものに応用していくというお考えはないのでしょうか。瞬発力、運動能力、判断能力についても併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北村博文君) お答え申し上げます。

先ほどとも御答弁申し上げましたが、現在、七十歳以上の高齢者の方には、運転免許証の更新時に高齢者講習において実車指導を受け、運転能力の衰えなどを自覚していただいておりますが、運転能力などをテストすることとはなっておりません。しかしながら、委員御指摘のとおり、高齢者の運転リスクに対応することが必要ではないかとの指摘がございます。

平成二十九年七月の政府の交通対策本部決定におきましては、運転リスクが特に高い者への実車

試験の導入や、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載している安全運転サポート車限定免許の導入といった運転免許制度の更なる見直しについて検討することとされました。警察では、政府の決定を踏まえ、現在、有識者の検討会を開催し、運転リスクの把握方法等について様々な観点から検討を進めているところであります。

また、委員からはアイトラッキングシステムの活用についても御指摘がございました。ただいま申し上げました有識者の検討会でも、昨年度、アイトラッキングを用いた高齢者の運転特性などの分析ができないか検討したところでありますが、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○三原じゅん子君 前向きな答弁かと思えますけれども、事故は毎日毎日、一日、一時間、一分でも早く決めていただきたいと思っております。いろいろの審議会で検討されても、大変私たちは憤りを感じざるを得ません。早急に結論を出していただくこと、これをお願いを申し上げます。

し、それと期間に関しまして、高齢者の方に関しては単年度ごとにそういう検査をしていくとか、そうしたことも是非参考にしていただきたいというふうに思います。

高齢者の運転手とはいっても、もちろん身体的な個人差もあるかと思えます。しかし、年齢によつて輪切りされてしまう、これも決まりでございます。七十歳以上の方はシニアマークを付けることになっていきます。初心者マークであるところの若葉マークに対して、まあ紅葉マークとか枯れ葉マークと呼ぶ方もいらっしゃるかもしれません、これは最近……（発言する者あり）そうなんです、この言い方も良くないんです。そう言う方もいらっしゃるんです。最近、これが変更されて四つ葉のクローバーマークのデザインになっています。

しかし、そのこと自体を半世紀前に運転免許を取られた方は御存じない場合もございます。これが、まして義務なのか任意なのか、理解されていない

ますでしょうか。また、シニアマークの不掲示時の罰則はあるのでしょうか、この点についてお伺いします。また、このシニアマークの頒布方法についても併せてお伺いしたいと思えます。

○政府参考人（北村博文君） お答え申し上げます。道路交通法におきましては、七十五歳以上の者が普通自動車運転する場合、高齢運転者標識の表示義務と違反に対する罰則規定はございますが、法律の附則におきまして、当分の間、この規定を適用しないこととされております。結果として、七十歳以上の運転者への努力義務が課せられるにとどまっております。

なお、この高齢運転者標識は、自動車用品店、ホームセンターなどにおいて販売されていると承知いたしております。

○三原じゅん子君 努力義務とは正直驚きました。初心者の方が義務で高齢者の方々は努力義務、これは国民の理解が得られるのでしょうか。罰則がなくて、高齢者の方が自発的にカー用品売場で買ってくださいと、そういう現状を私はいささか疑問を感じております。例えば七十歳を迎えた方の免許更新の際に手渡しをする、そういう方法はいかがなものでしょうか。これは教習所独自のサービスかもしれませんけれども、私が十八歳のとき念願の免許証を獲得したといったときに、教習所から初心者マークいただけただけで本当うれしかった、そんな思い出もございます。そういう手元に現物があるという状況整備がシニアマーク普及のために必要なのではないかなと思っております、これは意見としてしっかりと申し上げておきたいと思えます。

そこで、運転に自信のない方、不安を覚える方は運転免許証を自主返納すべきだと考えております。この自主返納についてお伺いしたいと思えます。

最近では交通事故の報道等も多くて、御家庭で話題になって、家族によって説得が行われたりしているそうでありますが、なかなか同意しない高齢

者の方も多く、お互い気まずい思いをしてしまう場合も多いと思えます。

警察では自主返納が積極的に行われるようにどのような取組をされているのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人（北村博文君） お答え申し上げます。警察では、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備に努めてございます。

例えば、全国の運転免許センター等に運転適性相談窓口を設置し、運転に不安のある高齢運転者の方やその御家族などからの相談を受け付けております。最近では、この相談窓口に保健師や看護師といった医療系専門職員の配置を進め、その専門知識を生かした対応も行っております。

また、運転免許証の自主返納者への支援措置が充実したものとなるよう事業者に働きかけを行っており、現在、運転経歴証明書提示することにより、バスやタクシーや宅配サービスの割引などの支援が行われております。

今後とも、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備に努めるとともに、自主返納制度についての広報啓発にも努めてまいります。

○三原じゅん子君 運転免許の返納に行ったんですけれども、写真店で証明写真を撮ってから、その写真を持ってもう一度出直すように、まして有料だと聞かされて返納をやめたという知人の話を聞きました。

我が国の運転免許証は、ただ自動車の運転免許証というだけではありません、住所、生年月日、顔写真の入ったいわゆる身分証明書として位置付けられているという面もございます。学校を出てから運転免許証とともに戦後の高度成長期を生き抜いてきた、そういう先輩方も多くいらっしゃると思えます。免許証は人生の一部分になっている、免許証を手放すことに踏み切れない、こういう心理も私もとてもよく分かります。

一方で、政府が適切なシステムをつくりさえすれば、高齢者の免許返納とマイナンバーカードの

普及がワンストップでできることも可能だと思います。マイナンバーカードといえば、厚生労働分野では来年度から健康保険証として使用できるなど、様々な活用が予定されております。高齢者の健康や福祉の観点からも、運転経歴証明書というよりマイナンバーカードが必要なのではないか、私は強くそう思えてなりません。運転免許証を手放しても大丈夫だという、むしろもっと便利になるというような制度設計が必要なのではないでしょうか。

この点につきまして、総務省、そして警察庁の順に御答弁を伺いたいと思えます。

○政府参考人（北崎秀一君） お答え申し上げます。マイナンバーカードの年齢別の交付状況を見ますと、年齢が上がるほど交付が進んでおり、七十代では二割以上の方に交付されている現状にございます。

マイナンバーカードは市町村での厳格な本人確認を経て発行され、顔写真身分証明書として、対面での本人確認に加え、ICチップに搭載された公的個人認証により非対面での電子的な本人確認も確実に行うことを可能とするものでありまして、ソサエティー五・〇時代にふさわしい身分証明書であると考えております。

マイナンバーカードの更なる普及に向けては、身分証明書としての有用性のほかに、カードの活用場面を増やして、その利便性を高齢者の方々に始め国民の皆様は御理解いただくことが必要だと考えておまして、本年二月十五日に開催されましたデジタル・ガバメント閣僚会議の官房長官指示を受けて、現在、石田大臣の下で、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証との一体化などを含めたマイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策について取りまとめるべく検討を行っているところであります。

高齢者の方々には、健康保険証としても活用可能となることも含め、利便性の向上について周知

に取り組むことで普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げます。

現在、運転免許証を自主返納された方には、その申請により、運転経歴証明書を交付しております。運転経歴証明書は、犯罪収益移転防止法施行規則上、本人確認書類と認められており、金融機関の口座開設や不動産取引などにおいて身分証明書として用いられております。

先ほど御答弁申し上げましたように、運転経歴証明書が交通機関の割引等に用いられる場面を増やしていくとともに、先ほど来お話もありました運転免許証の更新時におけるマイナンバーカードの普及、広報を通じて、なお一層、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

○三原じゅん子君 総務省、警察庁とともに、これは前向きな活動というか、是非お願いを申し上げます。

さて、自動車についてちよつとお伺いをしたいと思います。

今、世界の自動車産業では、CASE、ケースといまして、新しい技術革新の波が押し寄せているということでございます。我が国の自動車関連産業、また我が国の自動車の世界をリードし続けていくためにも、自動車業界の皆様には全力で頑張ってくださいと考えております。

しかし、このCASEは言わば自動車の外側の技術革新であって、自動車本来の進む、曲がる、止まるという役割には余り関係していないと思います。進む、曲がる、止まる、この基本的で細やかな安全性こそが日本製品の、日本の自動車の最大の長所なのではないかと私は考えております。いわゆる最新型のオートマチック自動車の停車状態から急発進によって起こしてしまう事故、これが最近よく報道されているわけでありまして、自動車の安全でも、運転手の方はブレーキを踏んだだけでも急発進してしまったと供述している

ケースが多いことも皆様は御記憶にあるとおりのことだと思います。

しかし、これはやはり検証していきますと、アクセルとブレーキの踏み間違いをした、あるいは前進と後退のシフト操作を間違えたと推論するのが自然なのかなと思っております。間違えた操作に対して、そのまま間違えた動作をしてしまう。思い返せば、マニュアルのミッション車ということでは、こうした事故は少なかったように思います。

最新型のオートマチック自動車、この急発進、急加速してしまう、これも問題なのではないかと思いますが、しかし、今からもう四、五年前になりましたけれども、アクセルの強い踏み込みを電子制御で抑制するという急発進抑制装置というものがカー用品店ではもう手に入るんですね。今はもう予約待ちが多く出ているという報道も私は拝見したこともございます。こうした急発進抑制装置あるんですから、その設置の助成若しくは義務化など、様々なことをどう考えていこうとするのかをお聞きしたいと思います。

これらを含めて、特にオートマチック自動車の踏み間違い防止、シフト操作の防止、急発進防止策について、国土交通省はどのようにお考えなのか。

また、先週、道路運送車両法案が可決されました。私の地元神奈川県でも、自動車配便の実証実験などが行われております。自動車の自動運転というのとはまた現段階まで来ております。先ほどと同様に、この交通事故防止という観点から、自動運転車の急発進予防策についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(島雅之君) お答え申し上げます。国土交通省におきましては、高齢運転者の事故防止対策として、衝突被害軽減ブレーキでございますとか、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を搭載しました安全運転サポート車、いわゆるサポカーにつきまして、官民を挙げまして啓発を図ることによりましてその普

及促進に取り組んでいるところでございますが、このうちオートマチック車を対象にしましたペダル踏み間違い時加速抑制装置につきましては、自動車の安全性を比較、評価します私どもの自動車アセスメント事業におきまして、平成三十年度から評価、公表の対象に加えておりまして、その技術の普及の促進を図っているところでございますが、さらに、新車対策に加えて既存車への対策、これを進めることが極めて重要だと考えてございまして、これまで私ども、自動車メーカーに対して後付けの安全運転支援装置の開発、これを要請してきたところでございまして、一部自動車メーカーにおきまして既に販売、整備を開始してございます。

今後は、更なる普及のためには、国際的な動向も踏まえつつ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準策定などの対策の必要性についても検討してまいりたいと考えてございます。

また、自動運転、これにつきましては、道路運送車両法の一部を改正する法律におきまして、自動運転車に搭載されます自動運転システムの安全性を確保するために、当該システムを自動運行装置として、国が定める安全基準でございます保安基準の対象装置に追加するというところとしてございまして、公布の日から一年以内に定める施行日にこの保安基準を作成することによりまして、自動運転車の安全確保に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○三原じゅん子君 もう時間となりましたので、質問ではなく要望としてお話しさせていただきますと、やはりありあり運転でも話題になりましたドライブレコーダー設置への補助、あるいは本音を言えば義務化がふさわしいと考えておりますし、交差点などでの防犯カメラの設置、こうしたものも危険運転の抑止効果になると考えておりますので、併せて要望いたします。

冒頭、宮腰大臣に御質問申し上げましたように、現在、政府で内閣府特命大臣を本部長としたそうした交通対策本部設置していると伺いました

ので、これまでの質疑を踏まえ内閣府としてしっかりと取り組んでいただきたい、このことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○相原久美子君 立憲民主党の相原久美子でございます。

本日は、子供の貧困について質問をさせていただきます。

子どもの貧困対策会議というのは、二〇一三年に衆議院の議員立法として成立しました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして、内閣府に特別の機関として設置されていると認識しております。法律では、子どもの貧困対策会議の所掌事務として、まず一つに大綱案の作成、そして二つ目、子供の貧困対策に関する重要事項の審議、子供の貧困対策の実施の推進を規定しています。

しかし、二〇一四年一月に施行されましたこの同法に基づいて設置されました対策会議の開催状況を見ますと、これで果たして法律の意図とした役割を十分に果たしているのだろうかとか甚だ疑問に思っています。また、法律で政府に対し一回の公表を義務付けております子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表につきましても、実は二〇一八年度分、まだ精査中なのかもしれないけれども、内閣府のホームページで確認できますのは二〇一七年度分までです。

政府として子供の貧困対策に向けた姿勢が問われるのではないかと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(小野田壮君) お答えいたします。委員御指摘の子どもの貧困対策会議でございますけれども、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして設置されました総理を会長とする閣僚会議でございます。これまで、現大綱の大綱案の作成方針の議論や大綱案の決定、一人親家庭、多子世帯等の自立支援及び児童虐待防止対策の議論及びそれらをまとめたすべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの決定、さらには、

子供の未来応援国民運動の展開についてなど、子供の貧困対策を推進するに当たり重要な事項について議論や決定をいただいていたところでございます。

こうした重要事項につきまして子供の貧困対策会議の方針を定めてきたことで、子供の貧困対策に関する施策の進展につなげてきており、子供の貧困対策会議としての役割は十分に果たしていただいているものと承知してございます。

また、子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表にしましては、同じく法律七条に基づきまして子供の貧困対策会議の下に設けられました子供の貧困対策に関する有識者会議におきまして、現大綱に基づく施策の実施状況や効果等の検証、評価を行った上で、平成二十七年の実施状況から毎年度、大体夏頃でございますが、毎年度、前年度の実施状況を内閣府ホームページにて公表してございます。公表内容につきましては、現在設けてございます二十五の指標の直近値、さらには大綱に掲載されている施策の実施状況となっております。

○相原久美子君 いろいろ決定してきたという御報告をいただきました。

確かに、この子供の貧困対策会議の構成員を見ますと、会長は内閣総理大臣、委員は、官房長官、そして子供の貧困対策特命担当大臣、文科大臣、厚生労働大臣、皆さんお忙しい方たちですからやむを得ないと思います。しかしながら、持ち回り会議が余りにも多いと思うんですね。やっぱり顔を突き合わせて、今現状がどうなっているかというのを共通認識とした上で対策を打っていく。もちろん事務方の皆さんがそこをしつかりと見ていらつしやるということではあるのかと思いますけれども、余り胸を張って会議やっていきますというふうにはどうも思えないなと思います。

二〇一五年十二月二十一日のこの子供の貧困対策会議では、先ほどおっしゃられましたよう

に、すべての子供の安心と希望の実現プロジェクト、これを取りまとめられました。そのときに、一人親家庭、多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図ることと記載されています。

ここで取り上げられておりますこの二点、施策の二点ですね、お伺いしたいと思うのですが、一つ目が、児童相談所全国共通ダイヤルの更なる周知のため広報活動を行うとされている点です。厚生労働省が更なる改善策として、二〇一六年四月ですか、時間短縮、こういう措置を図られました。しかしながら、二〇一六年に公表されている児童相談所全国共通ダイヤルの利用状況を見ますと、入電数に対する正常接続数が異常に低いのではないかな、そして、なおかつ月ごとのその正常接続数を見ますと、いちはやく、一八九ですね、これが導入された二〇一五年七月以前と以降ではさして増加しているように見えません。その成果はどのように分析されているんでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

委員御指摘の児童相談所の全国共通ダイヤル、いちはやく、一八九でございますけれども、平成二十七年七月にこの一八九、三桁化が導入をされたところでございます。その前後で、平成二十七年六月の接続率が五一・八%だったところ、七月の接続率が二二・九%となっております。御指摘のとおり、接続率がこれは下がっているということがございました。これは、総入電数が一八九導入後に十倍以上の三万二千九百八十七件に増えたということも要因かというふうに考えております。

ただ、一方で、実際に接続した接続件数につきましては、前後の一月間での比較でございますけれども、千二百五十四件から四千二百六十三件と三千件以上増えているということでございますので、一定の効果があつたというふうには考えております。

ただ、他方で、このいちはやく、一八九の接続

率をやはり向上させていくことは非常に重要な課題であるというふうに認識をしております。その後、平成二十八年四月にはガイダンスの時間の短縮を実施をいたしまして、また平成三十年二月からはコールセンター方式の導入といったことに取り組んでおります。また、今年度からですけれども、一八九の、今まで有料でございましたので、無料化に関する予算を計上を、補正で予算を計上しております。必要なシステム改修等を実施することとしております。

引き続き、一八九の利便性向上に努めていきたいというふうに考えております。

○相原久美子君 いちはやく、これに資するような形では是非お取組をお願いしたいと思います。

二つ目なんですけど、このプロジェクトで児童虐待防止対策強化プロジェクトとして、児童虐待の発生防止、発生時の迅速、的確な対応、被害児童への自立支援が示されています。これらの政策のPDCA、成果等の検証は行ったのかどうかをお伺いしたいのと、ここには発生時の迅速、的確な対応として、児童相談所の体制整備、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化、そして関係機関における早期発見と適切な初期対応、児童相談所等における迅速、的確な対応等が列挙されています。

政府として施策を着実に実施し、さらに、二〇一六年の通常国会には児童福祉法の改正を行いました。児童虐待の発生防止や児童相談所の体制強化等は一定の措置はとっておりますけれども、これらが確実に結実していたら昨今の子供たちの虐待死は防げたのではないかな、その意味ではやはり足りない部分が相当数あるのではないかな、その辺については検証はどうなっているのでしょうか。

○副大臣(大口善徳君) 委員御指摘の児童虐待防止対策強化プロジェクトにおきまして、二〇二〇年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこと、また二〇一九年度まで、全ての市町村において乳児家庭全国訪問事業、これ、

こんにちは赤ちゃん事業ですね、や養育支援訪問事業を実施することなどを目標として定めております。

まず、このネウボラですね、日本版ネウボラの子育て包括支援センターの全国展開につきましては、平成三十年四月一日現在、七百六十一市町村、千四百三十六か所で行っています。

それから、子育て家庭へのアウトリーチ支援ということで、乳児家庭全国訪問事業につきましては、平成二十九年四月一日時点で千七百三十四市町村、これは九九・六%の実施。

そしてさらに、この養育支援訪問事業を実施することにつきましては、平成二十九年四月一日時点でございまして、千四百七十六市町村、八四・八%実施ということでございましてけれども、更にこの目標年度に向けて推進をまいりたいと、こういうふうにご考えております。

妊娠前から子育て期間まで切れ目のない支援や、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチなどを取り組んでまいります。

さらに、今回の法案を提出したわけでありまして、これは、最近の児童虐待事件においては、しつけと称して児童虐待を行う事案、それから関係機関からの情報漏えいにより虐待リスクが高まった事案、またDV対策との連携が必ずしも十分でない事案などが生じました。また、児童相談所の管轄区域が大き過ぎることによってきめ細かな対応が十分できなかったのではないかと指摘もございまして。

そういうことで、今国会におきまして、児童福祉法の改正法案では、体罰禁止の法定化、学校、教育委員会などの関係機関の職員は児童に関する秘密を漏らしてはならない旨の規定の整備、DV対策を担う婦人相談所や配属センターの職員は児童虐待の早期発見に努める旨の規定の整備、そして児童相談所の管轄区域に関する参酌基準の設定といった事項を盛り込むこととしたものでございまして、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化の観点から実効性ある対策を盛り込んで

おります。

これらを通じまして、二度と痛ましい事件が繰り返されることのないよう、総力を挙げてまいりたいと考えております。

○相原久美子君 私もフィンランドのネウボラを視察してまいりました。ここは、やっぱりこの国は母親と子供だけではないんですね、御両親一緒に行くということが、これはもう会社を挙げて、それぞれの行政が挙げてやっているわけです。そういう意味では、虐待をやつぱり見逃さないというの、これはどちらかの親だけというのではなくて、一緒になってこのネウボラに行つて、ここでのやつぱりいろいろな相談事とかというのが私は重要ななんだろうと思いますので、是非先進的なところも取り入れながらやっていただければと思います。

時間がなくなりましたので、ちょっと最後に、大綱の見直し、これ大臣にお伺いしたいと思えます。

私、大臣の平成三十年十一月の記者会見の要旨、これを拝見させていただきました。もう着任早々から子供食堂ですとか、それから学習支援の現場とかを御覧になつて、そして、なおかつ、そういうやつぱり状況の事実確認をされた上で大綱の見直し、これに生かしていきたいというような御趣旨の発言をされていました。私、一番大事なことなんだろうと思うんです。その意味では御期待を申し上げたいと思います。

残念ながら、私、二〇一五年に、この子供の貧困対策について今回と同様のような質問をさせていただいたんです。あれから考えましても、本当に施策が結果を出しているのかなという、このところの虐待ですとか、それから子供食堂、それから学習支援の必要性、これを見ますと、決してこの施策が本当に胸を張って成果を上げてきたなというふうにはなかなか思えないんですね。

その意味では、是非これが、対策が実効性あるものとするということが大切なんだろうと思えます。その意味では、大臣自ら現場の方に赴いてい

ろいろと状況を確認されているということですが、対象者の一番身近な地方自治体がこの取組をしっかり捉えるということがまず大事なんだろうと思うんですね。

政府は、子供の貧困対策に取り組む自治体に対して、地域における実態調査、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的としまして、地域子供の未来応援交付金制度、これ二〇一五年から実施しているんですが、残念ながら執行率が非常に低い。二〇一六年度の執行で八・四％、二〇一七年度の予算額に対して二五・三％と、補正予算ですね、なっているんですね。確かに、交付金といえども自治体の持ち出し分がありますので、なかなか自治体もちゅうちよしている部分もあるのかなと思いますし、それから、業務が自治体にとつては非常にこのところ増えてきたということもあってマンパワーも追い付かないのが実態なのかなとも思えます。

様々な要因は考えられるんですけども、国として、子供の貧困、虐待の根絶、これを図るためには、こういうことにも目を向けていかなければならないなんだろうと思つております。その意味で、大臣の決意は前回の記者会見の部分も拝聴いたしましたけれども、是非、認識と改めての決意をお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(宮腰光寛君) 子供の貧困、極めて重要なテーマであるというふうに思っております。御指摘いただきましたように、私も就任以来、いろいろな現場を見てまいりました。子供食堂あるいは学習支援の現場、これは東京だけではなくて沖縄などでも実際にこの目で見えてまいりました。今ほど御指摘のあった地方自治体がどうこの問題に取り組んでいくかということでも申し上げますと、東京都内のある区では、区役所の中の福祉に携わる職員の皆さん、あるいは区内の教員の皆さん、それぞれ家庭の中のことともよく、一人一人の子供さんのことがよく分かっている。さらには、民生・児童委員の皆さん、子供に関わる方々二千数百名からアンケート調査をいたしまして、それ

に基づいてしっかりと議論を重ねて、いろいろな対策について、全て網羅的にこういう対策をやっていくことができると、そういうメニューも作つて、一人一人の状況に合った対応を講じている。この子には学習支援が必要である、そういう対策をしつかりと講じておいでになるその現場も見えてまいりました。

やはり、この子供の貧困対策にとつて何よりも大事であるのは、いろいろな情報をしっかりと持っている地方自治体を中心になつて、民間のNPOの皆さんとかいろいろな団体と協力をしながらネットワークをしつかり構築をしていくということが極めて大事であるというふうに痛感をいたしております。

今、子供の貧困対策に関する大綱の見直しを図っているわけでありすけれども、昨年十二月から四回にわたりました有識者会議を開き、テーマごとにこれまでやつてまいりまして、私もずつと出席をしながら御議論を拝聴しているわけでありすけれども、先日は、一人親の皆さん方の経済支援でありますとかいう議論で専門家の先生方のお話を伺いました。こういう議論を重ねながら、特に切れ目のない支援、あるいは自治体間の取組格差への対応、それから支援が届きにくい子供、家庭への支援、そういうものをしつかりやつていく必要があると思えます。

御指摘のこの地域子供の未来応援交付金については、御指摘のとおりまだまだ執行状況が低いということでありまして、使い勝手を良くしながら、地方自治体を中心となつて構築をしていただくこのネットワークづくりに向けて更に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○相原久美子君 時間が参りましたんですけど、一言だけ言わせてください。

所管大臣、文科大臣それから厚生労働大臣と、それぞれに財源も持った大臣もいらつしやいます。でも、宮腰大臣はその横串を刺す大臣でございます。是非、そういう意味で、リーダーシッ

プを持つてお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

○榊原英津也君 国民民主党・新緑風会の榊原津也でございます。

本日は、大臣並びに政府参考人に、東京オリンピック・パラリンピックについて何点かお伺いをしたいと思えます。

まず、新国立競技場や選手村で働く、建設現場で働く労働者の問題でございますが、今年の二月、石井委員長から御指導賜りまして、我々も新国立競技場見学に行かせていただきました。安全に作業されていること、事故のないことを祈っているわけでございますけれども、つい先日、二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックをめぐる関連施設の建設現場の労働環境に様々な問題があるとして、国際建設労務労働組合連盟、BWIというんですが、これ本部がジュネーブにございます、これが、大会組織委員会や東京都、日本スポーツ振興センター、JSCに改善を求める報告書を送つたという報道がございました。

これ、全国、百三十か国の国や地域、約三百三十五の労働組合が加入されているのがBWIでございますけれども、過去のオリンピックでも労働条件の改善を訴えてきた組織でございます。

BWIは、二〇一六年からずっと東京大会の労働環境について調査をして、今年二月には新国立競技場や選手村の建設現場で働く労働者約四十名から聞き取りをしたと。報告書ではこんな点が報告されているんですね。まず、新国立競技場の現場では月二十六日間、選手村では同二十八日間働く労働者もいた。つり上げた資材の下で作業している者がいる。通報窓口が機能しない。具体的には、労働者から相談を受けた労働組合がJSCに通報しても受理されなかったというんですね。頭上をコンクリートがぶらぶらしている状態で、もう極めて怖い状況だったと。ですから、ヘルメットなどの安全器具を労働者が自分で購入する例もあったと。聞き取りをした労働者の半数は雇用契約がない、外国人技能実習生には単純作業のみを

強い等々、報告が上がっているんです。

実は、二〇一七年に新国立競技場の建設現場で従事していた二十三歳の建設会社の男性社員が過労死で自死をされています。実は、東京オリンピックに向けては、これお二人が現在亡くなっているのを把握しているんですが、夢のオリンピック、多くの国々の方々に夢や希望を与えるオリンピック、しかし、これを陰で支えているのがこの会場を造る建設現場で従事されている多くの勤労者の皆さんだと思っています。

オリンピックが近くなつてレガシーという言葉があちこちで聞かれるんですけど、過去のいろんな世界のオリンピックで何人かの死亡者出ています。私は、東京オリンピックこそ建設現場の死亡者がゼロだったと、こういう地味だけれどもとても大切なレガシーを築くことができたと思うんですが、残念ながらそれができませんでした。

JSCは、この事実関係を確認していると、工事の受注者には適正な労務管理を行うように重ねて要請しているとコメントしていますし、組織委員会は、文書の内容を確認しており対応は今後検討すると。しかし、都は受け取っていないと言っているんですね。

大臣、この問題についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 御指摘がございました国際建設林業労働組合連盟、この報告書につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター、東京都、組織委員会の三者宛てに今先生がお述べになった内容のものが送付されたということとを承知をしております。内容は先生が御指摘のとおりでございますが、大会関係施設の建設現場に関する労働環境の問題点、これを指摘をしたものでございます。

現在、指摘を受けた三者におきまして、事実関係の確認を含め、報告書の内容の精査を行っているという報告も受けています。その上で適切な対応を行うという報告も受けています。労働者の労働環境の

確保、これはもう大変重要であるという問題意識、私も強く持つてございますので、今後の対応についてしっかりと注視をしてまいりたいと思っております。

○樺葉賀津也君 大臣のその言葉を聞いて少し安心しましたが、私は、JSC、大会組織委員会、東京都が、同じ認識で、同じ思いで、同じベクトルを向いてこの問題に当たらないとならないと思つていらっしゃるんですが、都は受け取っていないと言っているんですね。これは、是非しっかりと三者、重くこの問題受け止めて、大臣の御指導を賜りたいと思いますし、BWIは、大会組織委員会とJSC、東京都に対して建設現場の共同調査をしようではないかという提案を行っています。この問題について大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 政府として特に関わりがございまして、これは国立競技場の建設でありまして、本来、発注者でありますJSC、そして受注者であります建設会社、建設会社がきちんと労働環境を法令に基づいて守っていくという、そういうことをしなければいけないわけでありまして、JSCにおいてこの受注者に対してしっかりと事実関係を確認した上で強く働きかけをしていくということが重要だと思っております。

その上で、JSCにおいては別途通報窓口も準備をしております。労働者が直接JSCに対していろいろ問題があれば通報をするというシステムもございまして。そういうものをしっかりと機能させて労働環境を守っていくことが大切であると思ひます、という思いを持つております。

○樺葉賀津也君 大臣、ここには多くの外国人の技能実習生も働いているんですね。我々、入管法を改正してこれから多くの、この場所のみならず、いろんなところで外国人の方々が今後就労すると思うんですが、ここでは一部は通報受付が日本語のみで、外国の方々が通報したくても通報できないというんですね。是非、この東京オリンピック・パラリンピック

二〇二〇は、選手も見る人も応援する人も、そしてこの現場を造る多くの皆さんも、みんなが幸せに楽しい思いになるオリンピックにするように、是非大臣の御指導を賜りたいと思います。

さて次に、先日、大臣所信の際に、十分しかなかった中で途中になりました選手村における食事の提供についてお伺いしたいと思ひます。

これ、政府参考人で結構ですが、今、ユダヤ人の世界の人口とイスラム教徒の人口、どれぐらいでしょうか。

○政府参考人(諸戸修二君) お答えを申し上げます。

ただいまお尋ねいただきました点、政府等の統計はございませんでしたので、いろいろ調べさせていただきまして、少し前の時点の数字でございますけれども、いずれも概数でございますが、ユダヤ人の人口は一千四百万人から一千五百万人、イスラム教徒の人口は十六億人から十八億人とされているところでございます。

○樺葉賀津也君 そうなんですね。ユダヤ人がおむね千五百万人、イスラム教徒は少なくとも十六億人、世界の五人に一人がイスラム教徒です。一、二、三、四、イスラム教徒、一、二、三、四、サラームと、これ物すごい数なんですね。

実は、私はイスラエルに三年間住んでいました、とにかく戒律が、特に安息日は、金曜日の日没から土曜日の日没まで安息日に入りますが、安息日というのは単なる休息する日ではなくて一切の労働が禁じられます。つまりは、当然働いてはいけない、字を書いてもいけない、火を使つてはいけない、運転してはいけない、たばこを吸ってはいけない、火を使えませんが料理はしてはいけない、当然勉強もしてはいけない、物すごい戒律なんですね。

この中の一つの戒律の非常に厳しかったのが食事制限でございます。コーシャといまして、これもう一年三百六十五日どこにいてもこの戒律を守らなければならぬんですが、ユダヤ教徒というのはこれもう三千数百年、ずうっとモーゼの

時代から続いているんですね。このコーシャというのはどういう食べ物なんですか。

○政府参考人(諸戸修二君) お尋ねのユダヤ教のコーシャということでございますが、観光庁の公表資料によりますと、今委員からもある御言及ございましたけれども、ユダヤ教ではいわゆるカシユルトと呼ばれる食事に関する規制事項というのによりまして、厳格に食べていいものと食べてはいけないものというものが区別をされていると。

今申し上げた食べてよい食材をコーシユルトと呼んでおりまして、なおかつユダヤ教で適切な処理を施したものはコーシヤミールと呼ばれているということでございます。

○樺葉賀津也君 まさにざっくり言うとうそいうことです。カシユルト、コーシヤ、カシユルトかいろんな呼び方があるんですけども、例えば肉は当然豚は食べられません。ひづめが割れた反すうする草食動物のみ。鳥は鶏とカモとアヒルとガチョウと七面鳥しか食べられません。スズメとかは駄目です。魚はうろこがあつてえら呼吸するものだけ。したがって、私の大好きなイカとかタコとかウナギ、貝、エビ、全部食べられません。そして、調理方法にもいろいろルールがありまして、ミルクや牛乳、バターと肉と一緒に料理することは駄目です。鳥とその他の肉、魚とかと一緒に料理しては駄目です。屠殺方法にも厳格なルールがあります。そのほか、調理場のシルバーク、これらも厳格に分けなければならぬ。料理する人間もコーシヤの料理人でなければならぬ。大変厳しいんですね。

イスラム教徒にもハラールというのがありますが、このコーシヤとハラールの違いは、審議官、御存じですか。

○政府参考人(諸戸修二君) 今ある御説明賜りまして、済みません、私もユダヤ教あるいはイスラム教そのものにつまましてはそれほど理解が深うございせんので、正確なところは承知いたして

おりませんけれども、繰り返しになる部分恐縮でございますが、いずれもユダヤ教あるいはイスラム教でそのまさに宗教上と申しますか、宗教の教義上の点からそういう制約等が設けられているものというふうに考えております。

方々が挙げてこの東京オリンピックにやってくる。選手の中にも、宗教を厳格に守っていらっしゃる選手もたくさんいらっしゃいます。そこで、大臣所信でもお伺いしましたが、こういう選手に対する戒律に即した食事提供、しっかりと提供できる環境をやっぱり東京オリンピック・パラリンピックではつくっていく必要があるんだと思っておりますが、こういった宗教に対応する選手村での食事の提供というのはどのように対応されるのでしょうか。

○樺葉賀津也君 イスラエルはイスラエル基本法という日本の憲法に近いベシックローがあるんですけど、そこで、イスラエルの地で豚を飼育してはならないという法律がありまして、私、豚肉大好きで食べたくて食べたてしようがなく、開市で売っているんですけど、キリスト教徒やその他の宗教もいるので。今でも豚肉が大好きです。向こうは、ハンバーガー売っているんですけど、当然チーズと肉は一緒に食べられませんからチーズバーガーは食べられないんですね。

○政府参考人(諸戸修二君) お答えを申し上げます。東京オリンピック・パラリンピック大会での宗教的戒律への対応ということでございますけれども、申すまでもございせんが、東京大会では世界各国から多くの選手、関係者が来訪することが見込まれております。そうした中、多様性への配慮の一つということで、習慣ですとか宗教上の制約に配慮する必要があると考えているところでございます。

ただ、この戒律を守っていることで、ユダヤ教徒としてのアイデンティティを三千年百年も、ホロコーストがあつても、ディアスポラがあつても、何があつても、ずっとこの民族を維持をされてきたのがユダヤ教徒です。よくユダヤ民族と言いますが、これ正式には民族ではございせんが、ユダヤ教を信じればユダヤ人になるんですから、大臣も審議官もユダヤ教徒に改教されればこれはジューイッシュになるわけです。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

ハラールはこのコーシャ料理よりもやっぱ緩やかなんです。ルールが極めて曖昧というかファジーというか、宗派によっても異なります。当然、豚は食べられませんが、ユダヤ教ほど厳しくはない。したがって、ユダヤ人の食べるコーシャ料理なら、イスラム教徒は安心して宗教、違反することなく食することができるとですね。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

ハラールはこのコーシャ料理よりもやっぱ緩やかなんです。ルールが極めて曖昧というかファジーというか、宗派によっても異なります。当然、豚は食べられませんが、ユダヤ教ほど厳しくはない。したがって、ユダヤ人の食べるコーシャ料理なら、イスラム教徒は安心して宗教、違反することなく食することができるとですね。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

ハラールはこのコーシャ料理よりもやっぱ緩やかなんです。ルールが極めて曖昧というかファジーというか、宗派によっても異なります。当然、豚は食べられませんが、ユダヤ教ほど厳しくはない。したがって、ユダヤ人の食べるコーシャ料理なら、イスラム教徒は安心して宗教、違反することなく食することができるとですね。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

ハラールはこのコーシャ料理よりもやっぱ緩やかなんです。ルールが極めて曖昧というかファジーというか、宗派によっても異なります。当然、豚は食べられませんが、ユダヤ教ほど厳しくはない。したがって、ユダヤ人の食べるコーシャ料理なら、イスラム教徒は安心して宗教、違反することなく食することができるとですね。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

ハラールはこのコーシャ料理よりもやっぱ緩やかなんです。ルールが極めて曖昧というかファジーというか、宗派によっても異なります。当然、豚は食べられませんが、ユダヤ教ほど厳しくはない。したがって、ユダヤ人の食べるコーシャ料理なら、イスラム教徒は安心して宗教、違反することなく食することができるとですね。

○樺葉賀津也君 多文化云々というのは、それはそれで結構なんですけど、宗教の戒律の食事ってそんなに甘いものじゃないんです。先ほども言ったように、ただ豚肉を食べないとか牛とチーズを一緒に

に料理しないだけではなくて、その肉が厳格な方法で処理されているのか。成城石井で買ったものでは駄目なんです、肉のハナマサでも駄目なんです。コーシャ認定した正しい屠殺のやり方をして、正しい料理をして、正しいキッチンで作っていないとコーシャ認定は下りないんですね。これ大変なんです。もし、それを食べてしまったという相当な罪悪感にさいなまれますから、これは相当な注意が必要なんです。

○政府参考人(諸戸修二君) お答えを申し上げます。ただいま委員から、特にヨーロッパということございましたけれども、私どもの方で過去の大会について確認できる限りにおきましては、リオ大会あるいは平昌大会で選手村のメーニングイングでハラール専用のコーナーが設けられていたということ、そうすることで選手や関係者の食文化の多様性に配慮したメニュー作りが行われたということでございます。

それからもう一つの、加えて、委員からも、大変厳しいんだということございましたが、コーシャにつきましては、事前予約とすることをした上でですけれども、対応するメニューを用意をされていたというふうに伺っております。

○樺葉賀津也君 ありがとうございます。そうなんです。事前予約という形で、今、航空会社も、ユダヤ教もイスラム教徒も事前予約をするとコーシャなりハラールの食事ができるようになっていきます。

ただ、なかなかしたかったのが北京オリンピックでございまして、北京は、中国は、わざわざ

ユダヤ教徒専用の料理場、シンク二つ、これはもう肉とその他の料理で使う同じお皿とか同じナイフとか、それを洗う場所が同じシンクでは駄目なものですから、完璧にユダヤ人に適合した調理場とお皿とシルバークロケット、そして料理人もコシエル認定の料理人を用意して北京では提供したと言われていて、ユダヤ教徒の中ではこれが伝説になっているんですね。

確かに、予約をした方がコストはよっぽど安いんですよ。しかし、中国というのはユダヤとの連携が極めて密接ですから、こういう中国人ならではの世界のユダヤ民族に対するアピールですね。我々はこれだけユダヤ教徒を大事にしているんだと。千五百万人ユダヤ人いますけど、イスラエルにいるのがおおよそ六百万人ですから、その他のほとんどはニューヨーク、ロンドン、世界の大都市にいる。この方々が相当なアメリカ政治においても影響力があるんですね。

こういういろんな意味でのコーシャとの向き合い方というのは、これは単なる宗教を守ってあげただけではなくて、さすが日本はしっかりそういった、人口少ないけれども、世界の主要宗教、三大宗教の基ですから、旧約聖書は、ここを大事にしているんだというこの姿勢というののも一つの戦略として私はあるんじゃないかなと思っております。

この選手村での食事は、大手産業のエームサードビスさんが請け負うことになっていきます。エームサードビスさんはもう資本がアメリカで、相当しっかりした会社でございましてから安心していきますが、是非こういう民間会社とも、このユダヤ人、イスラム教徒、その他の宗教に対する我々の戦略的なアピールにもなりますから。

私、なぜこれを言っているかというと、ハラールは結構あるんです、東京都内にも。しかし、イスラエル人が食べられる、若しくはユダヤ人が食べられるコーシャフードというのはほとんどないんです。皆無に近い。ヨーロッパから、アメリカから、イスラエルからそうとうる力を持ったユ

ダヤ教徒が来て、コンベンションホールは物すごく立派、ホテルも物すごく立派、東京はきれいですばらしい、ただ、何にも食べるものがない、バナナかじっていると。これではビジット・ジャパンがもつたないと思うんですね。

まず、このエームサービスさんの連携はどうなっているのか。そして、今日観光庁お越しですけど、都内で厳格なコーシヤ料理食べられるところは何か所あるか、教えてもらえますか。

○政府参考人(諸戸修二君) 今お尋ねのございました、エームサービスとの関係ということでございます。

エームサービスは、東京大会の選手村の飲食提供者であるとして組織委員会から委託を受けた事業者や事業者とは国としても情報共有をできる立場にございまして、先ほども申し上げましたが、組織委員会の飲食提供に関する基本戦略にのっとり、エームサービスが適切に選手村の食堂運営ができるよう、政府としても可能な限りのサポートを行ってまいりたいと考えております。

○政府参考人(平岡成哲君) お答えいたします。

訪日外国人旅行者、二〇二〇年四千万人、二〇三〇年六千万人等の観光ビジョンに掲げられた目標の実現に向けては、多様な宗教、生活習慣を有する訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境整備を進めていくことが重要な課題、認識しております。

観光庁におきまして、御指摘のコーシヤ料理が提供される飲食店を必ずしも把握をしております。私の方で調べた限りでは、東京で一店ございました。ただ、これがどこまで宗教上のルールに基づいて厳格に行われているところまで把握をしないところでございます。

しかしながら、一方で、ユダヤ教徒の訪日外国人旅行者の受入れ環境整備につきましては、平成二十九年度に中部運輸局におきまして、ユダヤ教に関する基礎知識やコーシヤを含む食事面での配

慮が必要な事項等を記しました、訪日ユダヤ人旅行者ウエルカムハンドブックを作成し、公表しておりますほか、平成三十年度から、多様な宗教、生活習慣を有する訪日外国人旅行者の受入れに向けて地域の関係者が行う、基礎的知識や実践的ノウハウの習得のためのセミナーなどの取組への支援を行っているところでございます。

観光庁といたしましては、こうした取組を通じて、ユダヤ教徒を含む多様な宗教、生活習慣を有する訪日外国人旅行者の受入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○樺葉賀津也君 平岡部長、そのとおりなんです。一軒、私も把握しているんですが、それ、私の友達のラバイという、ラビというユダヤ教の聖職者がやっているんです。江古田にもイスラエル料理屋あります。白金高輪にもあります。イスラエル料理屋なんです。これコーシヤじゃないんです。ですから、非常に難しいんですけど。

私は、このコーシヤ認定を、今、日本の食品、あちこちで取り始めています。お酒の類祭とか、うちの町でもお茶をコーシヤ認定を取っているとあります。

実は、私の友人がニューヨークの回転ずしに、おしようにゆとか、がりとか、おいしいものを食べてもらおうと送るんですけど、買ってくれないんです。何食べられているかといったら、中国から持ってくるまずいしょうゆや、まずいがりを食べているんですが、何でこんなことするんだと言ったら、いや、ミスター樺葉、コーシヤ認定を取っていないじゃないかと。味の前に宗教上安心して食べられるという保証がないと提供できるわけじゃないか、ニューヨークでユダヤ人が食べられるという保証がなかったら、そんな商売成り立たないよと。

それに気付いて、多くの今売れている日本の輸出産業、食べ物実はコーシヤ認定を取っている。コーシヤ認定取るとイスラム教徒も安心して食べられる。意外だったのは、ベジタリアンや

ビーガン、この方々が、ユダヤ教徒でなくても、コーシヤ認定されている料理というのは変なものが入っていないし、極めて安全ですばらしいものだということ、実はビーガンの方やベジタリアンがこぞってこのコーシヤ認定している製品を、商品を買って求めているんですね。多分、コーシヤ認定取って売っているところは黙っているんです。売れますから。

これ、やっぱりこれから世界に日本の農産品や食材を売っていくには、ただおいしければいいんではなくて、誰もが安心して食べられるんだ、そして、しかも安全でおいしいというのが今後の日本の食品若しくは農産物の海外戦略の一つの鍵になると思っているんです。

静岡のお茶は、国内、本当大変なんです。リーフで飲んでくれないんで、もうほとんどペットボトル。ところが、ニューヨーク、ヨーロッパで今大人気になってきて、輸出がどんどん伸びているんです。これもほとんどが実は有機でコーシヤ認定とか取っているものがヨーロッパで売れ始めているんです。

是非、今後我々が、日本の産業、一次産業がアベノミクスで正直なかなか厳しい分野ですが、こういう活路も恐らくあるだろうということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

今日は、滋賀県大津市で起きた事故の関連について質問をさせていただきます。

今月八日、滋賀県大津市で、二歳の保育園児二人が死亡する大変に痛ましい交通事故が発生いたしました。亡くなられた園児のお二方に対して御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にご心よりのお悔やみを申し上げます。また、事故直後、重体の園児もいらつしやいました。けがをされた多くの皆様に対し、一日も早い御回復をお祈りいたします。

この大津の事故は、御存じのように、信号機のある丁字路の交差点で、直進する車と前の車に付いて右折しようとした車が衝突をし、その弾み

で直進中の車が、散歩中に歩道で信号待ちをしていた保育園児、保育士さん、十六人の集団に突っ込んだと。

一般のドライバーの中には、交差点での右折が苦手だという声も聞かれます。私の知り合いでも左折しにくいという方がいらつしやいます。右折時には、対向車だけではなく、右折先を通行する歩行者や自転車などにも注意をしなければなりません。一つでも見落としせば重大な事故につながりかねません。

私は先日、当委員会でも、あり運転についても質問いたしましたけれども、悲惨な交通事故、後を絶ちません。ニュースで本毎日と言っているくらいに事故が報道されております。幼い命はもちろん、尊い人命が奪われることがないように、今回は交差点右折時の事故防止、そしてまたガードレール、車止めなどの設置などについて質問をさせていただきます。

警察庁の統計によれば、平成三十年に発生した交通事故の合計は約四十三万件に上ります。そのうち交差点で発生した事故、約二十三万三千件、全体の五四四、半数を占めております。

交差点内における車同士の事故というものに絞りますと、右折と左折時の事故、これ合わせて四万一千六百八十九件、内訳は左折が一万三千三百八十九件、今回の大津の事件のような右折時の事故が二万八千三百件発生をしております。右折の方が倍以上回数が多いということです。

また、平成三十年の交通事故死亡事故を見ると、三千四百四十九件のうち、これも約四六六に当たる千五百七十六件が交差点で発生しております。このうち交差点内における右折時の死亡事故というのは、左折時の約四倍近く発生しており、信号機のない交差点よりも、むしろ信号機のある交差点で多く発生しているとも報告をされております。

交差点では、当然ですが、信号が青の場合、対向車線の信号も青であり、対向車が直進してくるため、双方が信号を守っていたとしても事故が発

生する危険があります。今回の大津市の事故も、どちらも信号は守っていました。前方不注意ということはありますけれども、大幅な法定制限速度の超過もなかったと見られています。

右折時の事故を防ぐには、信号が赤に変わった後に右折矢印が出る信号機の設置が有効と考えられています。右折矢印の信号であれば、対向車線と横断歩道の信号が赤となるために、右折車が直進車や歩行者と接触する事故を防ぐことができる。

そこで、まず、この全国の交差点における右折矢印信号機の設置状況と設置基準がどうなっているのか、警察庁に伺いたいと思います。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げます。

全国に信号機は約二十一万か所ございますが、このうち右折矢印を含め矢印制御を行っている信号機が約三万か所、全体の一四・四%でございます。

右折矢印信号機の設置基準につきましては、警察庁において指針を示しております。その内容でございますが、十字交差点等において右折需要が多く青信号表示でさばくことができない場合、又は右折車両と対向直進車両等の衝突事故を防止するために直進、左折と分けて右折車両をさばく必要が高い場合で、右折専用車線若しくは右折待ち車両が滞留できる車線幅員があるときに設置することとしております。

○竹内真二君 そうですね。原則右折レーンというものが設置には必要になるということなんです。

そこで、今、設置基準、説明をいただきましたけれども、警察庁より本年三月二十日付けで全国の警察本部に対して、右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定についてという通達が発出されております。

テレビのニュース報道では、大津市の今回の事故現場の交差点では、朝夕の時間帯の右折レーンがかなり渋滞をしていて、対向車が途切れた合間

を縫って右折車両というのは右折していく様子というものが映されておりました。

そこで、大津市のこの事故現場の交差点というのは、完全な右折直進分離ではない信号機だったんですね。道路事情などを踏まえながら、安全対策としてこの右直分離信号の整備というものをしっかりと進めていくべきと考えられますが、警察庁、いかがでしょうか。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げます。

右折矢印信号を用いまして直進と右折とを完全に分離する右直分離方式は、対向直進車だけではなく、歩行者とも交錯しないということで安全性の高い方式でございます。右折事故を防止する観点からは大きな効果が見込まれる方式でございます。

その一方で、道路形状によりましては右折専用車線の確保ができない場合、また、交通量が多くて右直分離により交通処理容量が低下して渋滞を引き起こされる場合もあるために、一律の導入が難しい状況でございます。

このため、交差点における右折事故抑止対策といたしましては、道路形状、交通量、交通の流れなどを勘案した上で、右直分離信号のほか、右折専用車線等を必要としない時差式の信号、また一方通行あるいは右折の禁止といった交通規制、さらには交差点構造の改良など、交差点ごとにそれぞれに適した方法を選択して安全確保に努めているところでございます。

○竹内真二君 警察庁によると、昨年、全国で信号機のある交差点内で起きた直進車と右折車の死亡事故、百十二件でした。右折車のドライバーが、まだ直進車は来ない、あるいは前の車に付いていけば大丈夫だと、そういうふうに考えて、対向車線を見ずに右折をして衝突するケースが目立ったと聞いております。

信号の設置権者というのは県警だと思えますけれども、今回のこの大津市での事故のような右折による死亡事故を起こさないために、警察庁とし

ても全国の警察本部と連携をして、是非とも右折矢印信号機の設置などを含めたより安全な対策の推進をお願いしたいと思えます。

そして次に、安全運転支援システムというものについてお聞きしたいと思えます。

これ、DSSSというふうにも呼ばれますけれども、ドライバーに対して周辺の交通状況などを視覚、聴覚情報によって提供することで危険に対する注意を促して、ゆとりを持った運転ができる、そういう環境をつくり出すことによって交通事故を防ぐと、こういうシステムであります。

平成二十四年から運用が始まっておりまして、都市部を中心に整備が進められております。

このシステムにおいて提供されているサブシステムのの中に、交差点の右折時の事故を防ぐために活用が進められている技術として、右折時の衝突防止支援システムというものがあります。

どういうものかといいますと、信号機に取り付けられたセンサーが車両や歩行者の動きを感知して、見通しの悪い交差点を右折するときに対向車や横断歩道を渡る歩行者がいれば、道路に設置された無線機などからドライバーにカーナビの警告音や画面表示で危険を伝えてくれるというものです。実際にこのシステムが搭載された車で、対向車が来ているのにブレーキから足を離して進もうとする

と、即座にブザーが鳴って、ディスプレイに右折注意と、そういう表示もされるといいます。

現在、このシステムに対応する交差点や通信に対応したカーナビなどを搭載する車が少なく、警察庁にお伺いしますが、普及に向けてどのような取組を行っているのか、お願いいたします。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げます。

安全運転支援システム、DSSS、先ほど御説明いただきましたとおりシステムでございますけれども、平成三十一年三月末現在では、八つの都府県、計八十六か所の交差点に整備されているところでございます。

このシステムを整備いたします上では、必要となるインフラの整備費用が高額であるということ、また、対応可能な自動車の台数が少ないということが課題として挙げられてございます。

警察庁におきましては、その普及に向けてインフラの低コスト化に取り組んでいるところでございまして、今後とも、こうした課題、また最新の技術動向を踏まえまして、右折時の事故防止に有効な対策について検討を進めてまいりたいと存じます。

○竹内真二君 もう一つ、この大津市の事故現場となった歩道にはガードレールが設置をされていなかったんですね。報道では、道路を管理する滋賀県の担当者というのは、歩道の幅が広くて縁石もあつたことから設置していなかったと答えております。

全国の通学路に関しては、平成二十四年に京都府の亀岡市で登下校中の小学生十人が死傷した事故を受けて実施をされました通学路の緊急合同点検の結果に基づく対策が進められています。対策が必要な箇所の九割以上で歩道整備、ガードレールの設置などの対策が行われました。一方で、大人の付添いが前提の保育園や幼稚園の通園、散歩ルートは対象外なんです。

待機児童問題が深刻な都市部では、園庭のない保育園が増加しております。近隣の公園の活用を前提に開設している場合も多くあります。引率する保育士さんからは、今回の事故を受けて、大津市での事故は人ごとではないと不安をする声も上がっていると聞きます。

園児の安全を確保するため、幼稚園や保育園周辺におけるガードレールの設置など、道路の交通安全対策を推進していく必要があるのではないかと考えますけれども、国土交通省、いかがでしょうか。

○政府参考人(榊真一君) お答えを申し上げます。

去る五月八日、滋賀県大津市におきまして、散歩中の保育園児に車両が衝突し、幼い命が失われたという大変痛ましい事故が発生をいたしました。

た。国土交通省では、五月十三日に通知を発出したしまして、警察と連携し、過去五年間で子供が当事者となった交差点での重大事故の箇所や類似箇所を対象とする点検を始めております。さらに、散歩などで園児が日常的に利用する道路等を対象とした点検や対策の方法につきましても、関係省庁と連携して検討し、速やかに実施してまいりたいと考えております。

国土交通省におきましては、地元の関係者の協力を得て、従来から通学路や生活道路への防護柵の設置や車両の速度抑制のためのハンブの設置などを進めてきたところですが、幼稚園や保育園の周辺におきましても十分な安全が確保されますよう、交通安全対策を一層積極的に推進してまいりたいと考えております。

○竹内真二君 次に、少し関連するんですけども、最近、御当地走りといつて、特定の地域に見受けられる危険運転があるという報道もなされているんですね。これ、結構、かなりあるんですね。

例えば、ちよつと地名は言いませんけれども、ある地域では、対向の直進車が交差点に接近しているにもかかわらず、右折をしてしまふ、信号が青になる直前の、一瞬全てが赤信号になっている、そういうときに信号無視をして発進して右折を行つてしまふ、これ、いわゆるフライング右折とも言われるそうですけれども、これも、地域性があるのも、片側一車線の道路が多い地域のために、右折待ちによる渋滞を避けるために無理な右折をする意識が次第に高まっていってそういうものにつながったのではないかとこの見方もあると思います。

各都道府県警の警察本部も取締りを強化されているとは思いますが、このような危険な運転行為によって死亡事故などの重大事故につながる可能性があるよう、交通マナー向上、それから交通ルール遵守のための啓蒙活動について、現在の取組をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げます。

す。

いわゆる御当地走りのような危険な運転行為によりまして事故が起きないように、取締りのみならず啓蒙活動を強力に推進することは委員御指摘のとおり重要と考えてございます。警察におきましては、運転免許証の更新時の講習、事業所の安全運転管理者に対する講習や、全国交通安全運動などの様々な機会を通じて教育や啓蒙を行っているところでございます。

いわゆる御当地走りが指摘されている県警察におきましても、それぞれ、地元のラジオ番組、職業ドライバーに対する安全講習会、県警察のホームページなどを活用して交差点におけるルール遵守についても注意喚起しているところでございますが、今後とも自治体等との関係機関、団体とも連携しながら、交差点での危険な運転慣行の是正に努めてまいります。

○竹内真二君 最後に、山本国家公安委員長、昨年の交通事故死亡者数を発表された際に、子供と高齢者の安全確保を重点とする、そういう旨のコメントをなされております。今回の大津市での事故を受けて、警察には、国土交通省など関連省庁や自治体などと連携を図りつつ、より一層の安全対策に取り組んでいただきたいと考えますが、山本委員長の御見解、御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山本順三君) お答えをいたします。大津市の事故で亡くなられた二人の保育園児、まだ二歳ということでございます。最愛のお子様を亡くされた、それも突然に亡くされた御遺族のお気持ちをお考えと、本当に言葉もない、そういう状況でございます。この事故は、引率者三名、その他の園児も十一名が巻き込まれるという、大変痛ましいものでございました。

警察におきましては、交通安全教育や広報啓発、指導、取締り、交通安全施設の整備等を実施してきたところでございますけれども、依然として交差点や通学路において幼児や児童を含む歩行者が危険にさらされている現状、これを重く受け

止めなければならぬというふうに思っております。

実は、本日前でございすけれども、こうした昨今の事故情勢を踏まえて、交通安全対策に関する関係閣僚会議、これが開催されたところでございます。未就学児を中心に、子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保等について政府一丸となって取り組んでいくこととしたところでございまして、私といたしましても、関係機関、団体と連携しつつ、必要な対策をしっかりと行うよう警察を指導してまいりたいというふうに思っております。

○竹内真二君 今、政府一丸となつてもう二度とこういう事故がないように万全の対策を取っていくという委員長からの力強い御決意も伺いましたので、是非ともよろしくお願いしたいと思っております。

時間となりましたので、終わります。ありがとうございます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、IRR事業についてお伺いをします。

この内閣委員会でも審議をしまして、去年の七月にIRR実施法が成立をしました。ですから、もう今から十か月ほど前になるわけなんです。ただ、そのIRR法が成立して、その後も多々、実際の開業までには様々なステップが必要なのはもう皆さん御存じだと思いますけれども、次のステップ、カジノ管理委員会の設置、これがあつて、その次に基本方針の策定、公表、ここまでは国の役割です。が、あつて、その後、地方、都道府県などが地元自治体との協議を進める、若しくはIRR事業者の公募などに入っていくわけですが。

これ、去年配付されました開業までのプロセスの表ですが、十一ステップがあるんですけど、まだ最初のIRR整備法成立、公布、ここで止まっているんですね。次のステップに十か月たっているのにまだ行っていない。カジノ管理委員会の設

置、基本方針の策定、公表、ここにまだ進んでいないということなんです。これ、なぜこれだけ時間が掛かっているんでしょうか。

○政府参考人(萩川直也君) まず、基本方針の関係なんですけれども、政府におきましては、今年度のカジノ管理委員会の設立を予定しております。その後、カジノ管理委員会の委員長を含むIRR推進本部の決定を経まして、基本方針の策定を行う予定でございます。

具体的な基本方針策定のスケジュールはまだ決まっておりますが、今現在作業中ということで、できるだけ早期にIRR区域の整備による効果を発現できるように、所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 ちよつと順番逆になつてしまつたんですが、その前にカジノ管理委員会なんですね。それは、なぜ時間がこれは掛かっているんでしょうか。

○政府参考人(徳永崇君) お答えいたします。

カジノ管理委員会につきましては、IRR整備法に基づきまして、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持、そしてその安全の確保を図ることを任務とした新たに設置される機関でございますが、カジノ事業の監督という、これまで我が国に存在しなかった全く新しい業務を担う機関でありまして、その委員長、委員につきましては、その任務を的確に遂行できる高い識見と中立性そして公正性が求められるところと考えております。現在、こうした任務にふさわしい人材につきまして、政府部内で慎重に検討を進めているところでございます。

○清水貴之君 ということは、人をどうするかと、人材の選定に時間が掛かっているという理由ですか。

○政府参考人(徳永崇君) 繰り返しになって恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、カジノ管理委員会、まさにこれまで我が国に存在しなかった全く新しい業務を担う重要な機関と考えております。こうした任務にふさわしい人材に

ついて、現在、政府部内におきまして慎重に検討を進めているものと承知しているところでございます。

○清水貴之君 慎重にその人選を進めるというのはいつからやり始めているんですか。これ去年の七月に成立していますよね。その後すぐにスタートしていたら、もう十か月時間があつたわけですが、いつからこの選定作業というのは進めて、今どのような状況なんでしょうか。

○政府参考人(徳永崇君) カジノ管理委員会の具体的な人選の状況につきましては、やはりその事柄の性格上個別の人事に関わりますこととございますのでコメントは差し控させていただきます。と考えておりますが、このカジノ委員会自体につきましては、IR整備法の公布の日から起算いたしました。一年六月を超えない範囲内で政令で定める日に設置すると、こうした規定がございます。

この一年六月というのは来年の一月二十六日となるわけですが、まさに昨年IR整備法が制定されましたから、この法律で規定されている範囲内において、先ほど来繰り返し申し上げて大変恐縮でございますが、ふさわしい人材につきまして慎重に検討を進めているものと承知しているところでございます。

○清水貴之君 大変、初めてだから慎重だと、それは理解をするんですけども、やはりここがスタート地点でして、これが始まらないと次のステップに行かないわけですね。

その人選などもそういった状況なんです、これ国会の同意人事になります。ということは、この国会も会期末が見えてきています、あと一か月、これの中でこれがもし成立しなければ、また秋、若しくは来年ということになっていくわけなんですけれども、そういう見通しというのとも今のところは全く公表できるような状況ではないというふうなことでしょうか。

○政府参考人(徳永崇君) 繰り返しで大変恐縮でございますが、現在、カジノ管理委員会の人事につきましては、政府部内で慎重に検討を進め、そ

して、今委員御指摘のように、その具体的な設立時期につきましては、まさに国会の同意人事を経て決定されるところでございますので、この法律に基づきまして現在その準備を進めているものと承知しているところでございます。

○清水貴之君 その進め方についての認識をお伺いしたいんですけども、じゃ、先ほどおっしゃった、法律で一年半のうちにこのカジノ管理委員会を設置するというふうになっていきますから一年半の時間を使って慎重にやろうという思いなのか、それとも、やはりできることならばスピーディーに物事を進めていこうという認識であるのか、この辺りは、お立場は特定複合観光施設区域整備推進本部の事務局次長を徳永さんされていらっしゃるわけですから、その事務局の中の認識としては、どのような今思いで臨まれているんでしょうか。

○政府参考人(徳永崇君) 大変、繰り返しで恐縮でございますが、カジノ管理委員会の人事につきましては、まさに現在、政府部内で慎重に検討を進めているところと承知しておりますが、まさに委員御指摘でもございますので申し上げますと、できるだけやはり早期にIR区域の整備による効果が発現するということは、この点については重要でございますので、こういった点を踏まえながら政府部内で慎重に検討を進めていくとともに、引き続き所要の準備を進めていきたいと考えているところでございます。

○清水貴之君 私、これ法案の審議の段階でもいろいろ賛否非常に分かれる重要な、大変大きな法案だったと認識をしています。そういったステップを踏んで、この国会での審議を経て、内閣委員会で皆さんで審議をして成立をしたわけですね。その後がやっぱりなかなか動いていかないというの私はどうかと思うところがありまして、地元の要望からしましたらやはりもう準備を、地元としては事業者の公募、選定もありますし自治体との協議もありますから、様々やらなければいけないことが山積みなのになかなか進めら

れないということがありますので、ここは、次長、是非、今おっしゃっていただいたとおり、慎重にというのは分かりますけれども、進められるところはしっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。

ここから大臣に、済みません、お待たせしまして、NPOについてお伺いしたいと思います。NPO法の施行から二十年ほど経過しました。一九九八年にNPOの認証制度が始まりましたので、もう二十年以上がたっているということなんです。この間、既に今、現時点で五万人以上の認証を受けているNPO法人があるということなんです。

NPOというのは大変もう社会の中で様々な活躍の場があつて、非常に様々な人が活動をしていて助かっているとか、行政では手の届かないところをサポートしてくれているとか、いろんな役割を果たしてくれている団体だということを思っておりますが、その一方で、やはり、設立はしたものの動いていない、休眠状態にある、若しくはそういった団体が悪用されてしまっているというような事例も、やはり年月を経ると出てくるものなんです。

この辺りも踏まえまして、大臣、まずこのNPO法ができて、これまでの成果、この辺りについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘のように、特定非営利活動促進法、NPO法は平成十年十二月に施行され、昨年で二十年目を迎えました。このNPO法人数約五万、そのうち税の優遇がある認定法人数は一千を超えるまでに増加をいたしております。雇用創出や町づくりなど、地域における重要な課題の解決に欠かせない存在となっております。

一方で、御指摘のとおり休眠状態のNPO法人が、数の数え方はいろいろあるわけでありましてけれども、約数千存在するという調査によつて明らかになってまいりました。こういう問題点を克服しながら、引き続き、共助社会の担い手と

してNPO法人は重要な存在でありまして、今後もNPOの活動を通じた様々な共助社会づくりの取組を推進してまいりたいと考えております。

○清水貴之君 そのように、本当に社会にとって有益な活動をしている団体が多い一方で、一部、そのNPOという名前を悪用して、詐欺ですとか反社会的勢力の活動に使われたりということもあるわけですね。NPO法人が売買されているような現状もあるわけですね。こういったところがありまして、NPO全体のイメージの悪化、これまで二十年せっかく積み上げてきたものが台なしになつてしまふということにもなります。

ちよつと質問の順番が入れ替わるかもしれないんですが、この辺り内閣府としてもこれ実態調査をしていて、先月付けでこの結果というのを発表しておりますので、休眠状態にあるNPOの実態調査ですね。ということは、やはり問題認識、問題意識を持っていらっしゃるというふうに考えるんですけれども、この辺り内閣府としてはどのように考えていますでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) 内閣府におきましては、NPO法人の監督を行う全六十七所轄庁、具体的には都道府県と政令指定都市でございますけれども、これを対象に、いわゆる休眠状態にあるNPO法人の実態について調査を行ひまして、御指摘のとおり、その結果を四月十六日に公表したところでございます。

NPO法では、NPO法人に対しまして、毎年度、事業報告書等を提出することが義務付けられております。三年以上にわたつて事業報告書等提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができますとされております。そうした観点から、事業報告書を三年以上提出していない法人と三年未満提出していない法人に分けて調査を行いました。

本調査の結果、提出期限から三年未満の間事業報告書等を提出していない法人が六十七の所轄庁におきまして計六千七百九十一法人ございました。また、提出期限から三年以上事業報告書等を

提出していない法人が六十一所轄庁におきまして計一千二百七十三法人あったところでございます。

また、事業報告書等を提出しておられますにもかかわらず活動実績が不明確であると考えられる法人といたしまして、活動実績なしなどと記入している法人が四十所轄庁において延べ一千三百十法人把握されております。それから、支出ゼロなどと記入しております法人が十六所轄庁において延べ二千八十三法人把握されております。

いずれにいたしましても、こうした広い意味で申し上げます休眠状態にあります法人、これ、所轄庁におきましても、管理のために種々人を配置しなきゃならない、あるいはその人がいろいろ調査等活動をしなきゃならないということで所要のコストが掛かるわけでございまして、私どもの方といたしましても、こういったコスト、極力少ない方がよろしゅうございまして、また超党派の議連の先生方とも御相談しながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○清水貴之君 一〇%以上のNPOが今休眠状態ということなんです。

もうおっしゃるとおりだと思っております、五万超えるそのNPOを六十七の所管庁で管理するというのはなかなか、これはもう現実的ではなかなかない。一つ一つ細かく活動状況がどうだと見ていくのも、これも難しいとは思いますが、その一方で、やはり問題があるNPO法人というものもあるわけですから、大臣、この辺り最後にお聞きしたいんですが、そうなりますと、自治体と国との連携の部分ですね、なかなか自治体だけでは難しいところも正直出てきているんじゃないかというふうに思います。

この辺りについて、大臣の見解を最後にお聞かせください。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の実態調査によりまして、いわゆる休眠状態にある法人につきましては、所轄庁、四十七都道府県と二十政令指定都市であります、その所轄庁によって現行制度の

運用に差があること、あるいは法人の役員と連絡が付かない、社員総会が開催できないといった事情で解散や取消しが困難な法人があることが分かったわけでありまして。調査結果を踏まえまして、制度運用における課題や解散や取消しの実務について、所轄庁から更に実態を丁寧に聞き取る必要があるというふうに考えております。

また、超党派によりましてNPO議員連盟におきましても、内閣府から今回の調査結果について御報告をし、御議論をいただいているところであります。

今後、所轄庁からのヒアリングや議員連盟の御議論を踏まえて、必要な対応をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○清水貴之君 終わります。ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

先週、NHKのニュース番組で厚生労働省の働き方について取り上げていました。その中で、妊娠中の職員も月半分以上、午後十時以降まで仕事をし、深夜の三時まで残業もあった、上司も人員増を求めたが改善されなかったと、こういうことが報道されていたんですね。

私も本委員会でも度々指摘をしてきましたけれども、国家公務員の定員削減の結果、人員体制に余裕がなく、職員に深刻な実態が広がっていることと表れたと思いますが、まず宮腰大臣の見解をお聞かせします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 御指摘の報道についての事実関係につきましては厚生労働省に御確認をいただければと考えておりますが、仮に妊娠中であることが配慮されず、報道されているようなことが行われているとすれば、ゆゆしきことであるというふうに考えております。

公務という性格上、業務量のコントロールが難しい面もあることは事実であります、妊娠されている方だけではなくて、職員自身の健康や働きがい等を両立させていくことも重要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厚生労働省において将来の働き方、休み方改革に取り組んでおられると承知をいたしておりますので、私としても政府全体の働き方改革を進める観点から支援してまいりたいと考えておりますが、職員の健康管理につきましては、まずは現場の管理職がしっかりと目配りをするのが大切であるというふうに考えております。そうした点についても取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○田村智子君 この番組の中では、人員増の検討も必要だという指摘も専門家、研究家の方からされているわけなんです。

この方だけじゃないんですよ。その報道の中では、厚生労働省の中の資料だということで、今年二月、時間外在庁時間月百時間超は三百七十四人に上ったということも報道されているんです。

私、今日これ取り上げたのは、こんな働き方がけしからぬじゃないかと、それだけ言っても解決しないんですよ。私、厚生労働省が、本省の全職員のパソコンのログイン情報を用いて毎月の在庁時間の集計を行っている、そして部局ごとに残業実態が分かる資料をまとめて全職員に配付をしている、だから、こういう現実が言わばNHKの知るところになって報道されて、私たちが把握ができるようになった。こういうことに踏み出したことは大変評価すべきことだと思っております。これは、深刻な実態があるから、ばれちゃうからもうやめようよということにならないようにしてほしいから取り上げているんです。

内閣人事局の検討の結論を待たずに、厚生労働省が言わば同時並行で組織活性化、働き方、休み方改革の見える化として行っていること、こういう集計、時間の把握。しかも、こういう部局ごと

の在庁時間こうでしたよというのを職員に知らせるときには、そのメールで時々トピックのお知らせをし、あるいは省内の職員の声を集めた理想のマネジメント上司をまとめた業務マネジメント集も作成、配付しているんだということもお聞きをしています。時間外労働の客観的把握、これ技術的可能だということもこれで明らかになったというふうに思っています。

こういう労働時間の客観的な把握の取組、これは働き方改革に向けてもまず必要なことですから、直ちに全体で行うべきではないかと思いが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮腰光寛君) 本年四月の国家公務員の超過勤務の上限に関する措置の導入に伴いまして、この二月に人事院から発出された通知におきまして、超過勤務時間の確認を行う場合は課室長等や周囲の職員による現認等を通じて行うものとし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することもできるというふうにされたところであります。

国家公務員の長時間労働を是正するため、また職員の健康確保の観点からも、勤務時間管理を適切に行うことは重要であるというふうに考えております。その在り方につきましては、御指摘の厚生労働省の先進的な取組も参考にしながら勉強をし、各府省の運用状況を踏まえつつ、今後、人事院と各府省と連携して検討してまいりたいというふうに考えております。

○田村智子君 今、厚生労働省の先進的な取組と聞いていただきましたので、是非全省に広げていただきたいと思っております。こういう実態把握したのに何も改善しないというのが一番いけないことですから、これ必要な人員増も含めてすぐに手だても取ることも求めて、次の質問に移りたいと思っております。

四月十九日に、ギャンブル依存症対策基本計画、閣議決定されました。法案審議のときにも取り上げましたが、高校生への予防啓発がどのような取組まれるのかに絞ってお聞きいたします。

この基本計画では、文科省の取組として、今年度は、まず高校の教師用指導参考資料を周知し、活用を促すと、子供向けの啓発資料は今年度中に作成し、活用を促すとしています。特に子供向けにどういった資料が作成されるのか大いに注目をしたいのですが、実は、昨年度から高校三年

生に既にリーフレットを配付しているのが大阪府と大阪市です。

資料をお配りしましたので、その二ページ目と三ページ目がその大阪府、大阪府が作ったものなんですけれども、「将来、ギャンブルにのめり込まないために」、これ振り仮名も付けてもうちょっと拡大をして特別支援学校の高等部三年生にも配られたとお聞きをしています。この中に、ちよっと驚いたのは、「ギャンブルとの付き合い方」という見出しがあつて、「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」と書かれて

いるんですね。

文科省にお聞きします。ギャンブル依存症の予防啓発において、学校教育でギャンブルとの付き合い方を教えることになるんでしょうか。

○政府参考人(丸山洋司君) お答えをいたします。

平成三十年三月に改訂をしました高等学校学習指導要領の保健におきまして、精神疾患の予防と回復として、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等についても新たに取扱いすることとしたしました。ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行為になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことなどを学ぶこととしております。

こうしたギャンブル等の嗜癖行動に関する指導については、保健体育科における指導だけではなく、学校の教育活動全体を通じて取り組むことが大切であると考えております。

御指摘の学校におけるギャンブル等依存症の指導でございますが、将来的に子供たちがギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じることがないよう、欲求やストレスが心身に及ぼす影響や適切な対処が必要であることなど、依存症について適切に理解をし、行動できるようにすることが重要であるというふう

に考えております。ギャンブルを適度に楽しむことを推奨するようなギャンブルとの付き合い方を

教えるものではございません。

文科省といたしましては、今後も専門家等の知見も踏まえながら、子供たちが将来ギャンブル等依存症にならないような教育に關してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○田村智子君 今の御答弁は以前に回答でもいただいたので、今日、資料でも別紙としてお付けしています。是非この内容をしっかりと学校現場に徹底していただきたいんですね。

たばこもお酒も二十歳になったら違法ではありません。しかし、禁煙教育で体に気を付けて吸いましうとか、アルコール依存症について教えるときに適度に楽しむ嗜好物ですとか、こんなことを教えるわけがないんですよ。特に、たばこについては喫煙者を減らす方向で、健康被害をリアルに周知することや未成年者の喫煙をなくするための取組というのが強まっているわけですよ。

依存症というのは、若年時に経験することが将来の依存症リスクを高める、そこから抜け出すこともより困難になる、こういうことは既に様々な研究で明らかになっています。そのことこそ、学校現場でもしっかりと周知啓発をすべきだというふうに思っています。

大臣にもお聞きしたいんです。未成年により悪影響が出るのが明白なものを健全な娯楽だと教える、一般論でいいです、これは依存症対策とは矛盾するんじゃないかと思いますが、御見解をお願いします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 公営競技やパチンコといったギャンブル等は合法なものでありまして、我が国では多くの人が健全に楽しんでいるものと

あると考えております。その一方、中にはギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障が生じている方もいることから、正しい知識の普及啓発によって依存症を予防する取組や、依存症に陥ってしまった方を支援する取組を講じることが重要で

す。

このため、政府といたしましては、先月閣議決定をいたしましたギャンブル等依存症対策推進基

本計画に基づきまして、依存症のリスクの普及啓発や、依存症に陥ってしまった方の相談、治療、回復の支援といった重層かつ多段階的な取組を着実に実施することとしております。また、ギャンブル等依存症問題が多重債務問題とも密接に

連れていることから、消費者教育を通じて若年層への金銭管理に関する普及啓発も推進しております。成年年齢が引き下げられる二〇二二年までには全ての高校で消費者教育を行うこととして

おります。

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし健全な社会を構築するため、政府一体となつてギャンブル等依存症対策にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○田村智子君 高校生にどう教えるか、あるいは大学生にどう教えるか。私は、リスクというのは、早くに始めるほどリスクは高まりますよということも含めてきっちり教えるべきだと、リスクこそ教えるべきだと、依存症対策については、このことを強く申し上げ

ます。

この大阪のリーフレット、どこが作成しているかクレジットを見ますと、大阪府・大阪市IR推進局なんですよ。作成したのはカジノを大阪に誘致しようとしている部局なんですよ。長年にわたつて犯罪とされてきた民間賭博をこれから日本に普及しようという部局が依存症対策の啓発活動を行う。これでまともな教育や啓発ができるとは私には到底思えません。

これ、大阪だけの問題じゃないんです。政府の取組についても指摘したいと思うんです。

ギャンブル依存症対策推進関係者会議第一回の議事録を私読みました。全部読んだんですけどね、一回から四回まで。依存症の当事者の方も様々に発言する中で、第一回目とき最後の方で、事務局の方、統括官の方がこう発言しているんです。我々の事務局ではIR制度の企画立案ということも併せてやっております。九五%の方はレクリエーションとして健全にギャンプリングサービスを楽しむことができる、基本計画を

作っていく中では、基本計画というのはギャンブル依存症対策基本計画です、五%のイエローカードないしは1%のレッドカードの方に着目した支援をきちんと作り上げていくということも本

大事だと思っておりますけれども、やはり九五%の方を忘れることなく、九五%の方が九六%になり、九七%になり、九八%へとというふうに、レクリエーションとして健全にゲーミングサービスを消費できるような環境なり啓発も含めてどのように取り組んでいくのかということ是非常に大きな要素に

なる。

カジノの議論してこうやって言うんだつたらまだ分かるんですよ。ギャンブル依存症対策の会議の中で、言わば議論の取りまとめというような時間

にこんなことを発言している。私ちよっと驚いて、この発言している人誰なのかつたら、カジノ推進法案の審議で何度も答弁に立った中川さんですよ。今もIR整備推進本部の、つまりカジノ推進の局長が、ギャンブル依存症対策の政策統括官やつて

いるんですよ。

IR整備推進本部というのは、先ほども言ったように、これまで長年にわたつて犯罪だった民間賭博をどうやって実施するかを具体化する部局ですよ。ギャンブル依存症の基本計画には、カジノについては一切記述ありません。パチンコ店内からATM撤去の方針というのを打ち出しましたけれども、もつと巨額のお金

が動くカジノでは法律でお金を貸していいですよということまで認めている。こういう事務局のトップが、何でギャンブル依存症対策の政策統括官務めることになつて

いるんですか。

ており、そのような知見はカジノ以外のギャンブル等の依存症対策に十分に活用できるものであると考えております。

私自身、先日、シンガポールに出張をいたしました。依存症対策について関係閣僚や関係機関の代表と意見交換を実施してまいりましたけれども、IR導入を契機に強力に依存症対策を推進している同国の取組は我が国の依存症対策を推進する上で大変参考になると感じたところであります。また、カジノ行為への依存防止に関する知見等も踏まえながら、政府一体となつて必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○田村智子君 これ、依存症対策のその本部というのは三十九名なんですけど、内閣府は十名なんです。そこが実体的な事務局になつていらっしゃる。そこは厚生労働省とか文科省とか消費者庁とか集まつてきていますから。その十名全員IR推進本部なんです。IR整備推進本部の中にギャンブル依存症対策が言わば吸収されているような形で置かれているんですよ。これ、私おかしいと思いますよ。まともな依存症対策できるのかという重大な問題だと思います。

今後とも取り上げます。質問を終わります。

○委員長(石井正弘君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石井正弘君) 次に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。平井国務大臣。

○国務大臣(平井卓也君) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。情報通信技術が急速に進展し、国民の生活が大きく変化する中、社会課題の迅速かつ柔軟な解決や持続的な経済成長を実現するためには、社会全体のデジタル化を早急に進めていかなければなりません。行政においても、手続や業務に用いる情報を紙からデータへと転換し、デジタル化を推進していくことが喫緊の課題となっております。

また、少子高齢化などの社会構造の変化により、社会の多様性が増していく中、情報通信技術の活用に当たっても、活用のための能力や利用の機会の格差、いわゆるデジタルデバイドに配慮し、高齢者等も含め、全ての者が情報通信技術の便益を享受できる社会を実現することが重要であります。

本法案は、こうした状況を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進に関する各種施策を講じ、もつて国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるとともに、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることとしております。

第二に、市町村長は住民票の除票及び戸籍の付票の除票を保存することとともに、戸籍の付票の記載事項を追加するほか、地方公共団体情報システム機構は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったときに、付票本人確認情報を提供することとしております。

第三に、国外転出者による個人番号カード及び電子証明書の利用を可能とするとともに、利用者証明用電子証明書の利用方法を拡大するほか、個人番号の通知を通知カードによらずに行うこととしております。

第四に、罹災証明書の交付に関する事務等の個人番号利用事務の範囲の拡充や、乳幼児に対する

健康診査に係る事務等の情報連携の範囲の拡充を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石井正弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・児童保育の実現を求めることに関する請願(第一三八〇号)(第一三八一号)

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願(第一三八二号)(第一三八三号)(第一三八四号)(第一三八五号)(第一三八六号)(第一三八七号)(第一三八八号)(第一三八九号)(第一三九〇号)(第一三九一号)(第一三九二号)(第一三九三号)(第一三九四号)(第一三九五号)(第一三九六号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・児童保育の実現を求めることに関する請願(第一四二七号)(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七号)(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇号)

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願(第一五〇二号)

第一三八〇号 平成三十一年四月二十六日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・児童保育の実現を求めることに関する請願

第一三八五号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願

する請願

請願者 福井県小浜市 松岡雄一郎 外九百九十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一三八一号 平成三十一年四月二十六日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・児童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 岩手県久慈市 清水紀幸 外九百九十九名
紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一三八二号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 鹿児島市 鮎川聡子 外一万五千七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八三号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 大阪府枚方市 松本仁 外一万五百五十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八四号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 愛知県大山市 平野幸奈 外一万五千七十七名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八五号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 大阪府箕面市 尾崎花 外一万五

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八六号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 福井県小浜市 原善和 外一万五十七名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八七号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 京都市 蒲ゆかり 外一万六十七名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八八号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 福井県敦賀市 竹野律子 外一万五十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三八九号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 福井県敦賀市 田中幸子 外一万五十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九〇号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 福井県敦賀市 須井真弓 外一万五十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九一号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 東京都多摩市 山本美菜子 外一万五十七名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九二号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 東京都多摩市 落合衣里 外一万五十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九三号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 鹿児島県日置市 佐藤太 外一万五十七名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九四号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 東京都多摩市 能野悠斗 外一万五十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九五号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 東京都多摩市 奈須友子 外一万五十七名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一三九六号 平成三十一年四月二十六日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市 佐々木優 外三百九十七名

紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一四二七号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都三鷹市 清水由依 外千六百十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四二八号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都足立区 藤原叶 外千六百十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四二九号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都世田谷区 大野貴之 外千六百十三名

紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三〇号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都世田谷区 川緑圭吾 外千六百十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三一号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都調布市 篠田智信 外千六百十三名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三二号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都調布市 金井友美 外千六百十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三三号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 東京都西東京市 森田ともえ 外千六百六十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三四号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 福井県敦賀市 朝岡正典 外千六百十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三五号 令和元年五月七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願
請願者 福井県敦賀市 須井真弓 外一万五十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

する請願

請願者 福井市 石黒裕子 外千六百六十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三六号 令和元年五月七日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願

請願者 福井県坂井市 西澤宏一 外千六百六十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三七号 令和元年五月七日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪市 高木健治 外千六百六十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三八号 令和元年五月七日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町 村田真規 外千六百六十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四三九号 令和元年五月七日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪府枚方市 新井圭子 外千六百六十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一四四〇号 令和元年五月七日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願

請願者 東京都東久留米市 若色真弓 外千六百六十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一五〇一号 令和元年五月八日受理

幼児教育・保育の無償化に關する請願

請願者 東京都板橋区 久留まさ子 外四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等（第四

条—第五条）

第二節 手続等における情報通信技術の利

用（第六条—第十条）

第三節 添付書面等の省略（第十一条）

第四節 その他の施策（第十二条—第十三

条）

第三章 民間手続における情報通信技術の活

用の促進に關する施策（第十四条—

第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第十九条）

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百十

四号）第十三条及び官民データ活用推進基本

法（平成二十八年法律第百三十三号）第七条の規

定に基づく法制上の措置として、国、地方公

共団体、民間事業者、国民その他の者があら

ゆる活動において情報通信技術の便益を享受

できる社会が実現されるよう、情報通信技術

を活用した行政の推進について、その基本原

則及び情報システムの整備、情報通信技術の

利用のための能力又は利用の機会における格

差の是正その他の情報通信技術を利用する方

法により手続等を行うために必要となる事項

を定めるとともに、民間手続における情報通

信技術の活用促進に關する施策について定

めることにより、手続等に係る関係者の利便

性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並び

に社会経済活動の更なる円滑化を図り、もつ

て国民生活の向上及び国民経済の健全な発展

に寄与することを目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」

を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十

八条とする。

第十一条中「地方公共団体等は、当該地方公

共団体等が」を「国の行政機関等以外の行政機

関等は」に、「使用して行わせ又は」を「使用

する方法により」に、「申請等」を「当該行政

機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の

利用」を「情報通信技術を活用した行政の推

進」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

国の行政機関等は、電子情報処理組織を使

用する方法により行うことができる当該国の

行政機関等に係る申請等及び処分通知等その

他この法律の規定による情報通信技術を活用

した行政の推進に關する状況について、イン

ターネットの利用その他の方法により随時公

表するものとする。

第十条第二項中「総務大臣は、少なくとも毎

年度一回」を「内閣総理大臣は」に改め、「方

法により」の下に「随時」を加え、同条を第十

六条とし、同条の前に見出しとして「情報通信

技術を活用した行政の推進に關する状況の公

表」を付する。

第九条の見出しを「（条例又は規則に基づく手

続における情報通信技術の利用）」に改め、同条

第一項を次のように改める。

地方公共団体は、情報通信技術を活用した

行政の推進を図るため、条例又は規則に基づ

く手続について、手続等に準じて電子情報処

理組織を使用する方法その他の情報通信技術

にするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第九条第二項中「実施する」を「講ずる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 民間手続における情報通信技術の活用

第十四条 手続等密接関連業務（手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第十五条 国は、民間手続における情報通信技術の活用を促進するため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続（当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

第七条及び第八条を削る。

第六条第一項中「行政機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、行政機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び一条を加える。

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うこと

が適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときには、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

第十二条 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ）」とする。

第四条を第七条とする。

第三条第二項を次のように改める。
申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第三条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして」の下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する

方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、行政機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第三条を第六条とする。

第二条第二号二及びホ中「をいう」の下に「。へにおいて同じ」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「作成し」を「作成し」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごと、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

第二条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「次号から第九号まで」を「以下この条及び第十四条第一項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごと、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 国の行政機関等 次に掲げるものをい

う。

イ 前号イ及びロに掲げるもの
ロ 前号二及びへからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。

第二条を第三条とし、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間
二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲
ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することとをいう。）

ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能とをいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に係る情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

三 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従つて情報システムを整備しなければならない。

二 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必

要な措置を講じなければならない。

三 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

四 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

五 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

第一条の次に次の一条を加える。

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。）の形成に関する施策及び

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もつて手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これら

三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）を「第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四十一―第三十条の四十四の十二）」に改める。

第二条中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「又は」の下に「第十二条第一項に規定する」を加え、「住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し」を「若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し」に改める。

第八条中「第十八条を除き」を削り、「記載等」を「住民票の記載等」に、「第四章の三」

の手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

本則に次の一条を加える。

（政令への委任）
第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

別表を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）
第二条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第三十条の四十四」を「第三十条の四十一」に、「第四章の

を「第四章の四」に改める。
第九条第二項中「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改め、同条第三項中「第一項」を「前二項」に改め、「は、総務省令」の下に「（前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。
（住民票の改製）
第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

第十二条第一項中「住民基本台帳」を「市町村が備える住民基本台帳」に、「は、その

者が記録されている住民基本台帳を備える」を「(当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消滅された者を除く)を含む。次条第一項において同じ)は、当該」に改め、同条第五項中「写しを」を「同項に規定する住民票の写しを」に改める。

第十二条の二第四項及び第十二条の四第四項後段中「写しを」を「同項に規定する住民票の写しを」に改める。

第十三条中「いう」の下に「。第二十條の三において同じ」を加える。

第十五条第二項中「記載等で」を「住民票の記載等で」に改める。

第二章第十五条の次に次の三條を加える。

(除票簿)
第十五条の二 市町村長は、住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、その全部)を消滅したとき、又は住民票を改製したときは、その消滅した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」と総称する。)を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。

2 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)
第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消滅した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ)の場合にあつては、転出により消滅した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消滅した場合にあつては、転出の予定年月日)又

は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ)をする。

2 第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。

(除票の写し等の交付)
第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し(第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六條第二号において同じ)又は除票に記載をした事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七條第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他法令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項(第七條第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他法令で定める事項をいう。以下この項において同じ)のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付

することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前三号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、第十二條の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、

かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5 第十二條第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二條の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二條の三第四項から第九項までの規定は前三項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二條第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二條第五項	第一項	第十五條の四第一項
第十二條第七項	同項	第十五條の四第一項
第十二條の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二條の二第四項	第一項	第十五條の四第二項
第十二條の二第五項	同項	第十五條の四第二項
第十二條の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項
第十二條の三第四項第四号	第一項	第十五條の四第三項
第十二條の三第七項	基礎証明事項、基礎証明事項以外 表示された	除票基礎証明事項(第十五條の四第三項に規定する除票基礎証明事項をいう。以下この項において同じ)除票基礎証明事項以外 表示された第十五條の四第一項に規定する

第十二条の三第八項及び第九項	又は基礎証明事項 第一項に	又は除票基礎証明事項 第十五条の四第三項に
----------------	------------------	--------------------------

第十七条第三号中「住所」の下に「(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)」を加え、同条第四号中「年月日」の下に「(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日)」を加え、同条に次の三号を加える。

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

第十八条中「修正」の下に「(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)を加える。

第十九条第四項中「第一項」を「前三項」に改め、「は、総務省令」の下に「(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)」を加え、「住所地の」を削り、「本籍地の」を「他の」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

第二十条第一項中「戸籍の附票に記載されて

いる者」を「市町村が備える戸籍の附票に記載されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)」に、「これらの者が記録されている戸籍の附票」を「当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」に、「以下の条及び第四十六号」を「次項及び第三項並びに第四十六号第二号」に改め、「を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」を削り、同条第二項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの)」を加え、同条第三項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの)」を加え、同条第四項中「として」の下に「同項に規定する」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	第一項	第二十条第一項
住民票の写し	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	戸籍の附票の写し
同項	同項	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条第七項	同項	第二十条第一項
第十二条の二第四項	第一項	第二十条第二項
住民票の写し	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	戸籍の附票の写し
同項	同項	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条の二第五項	同項	第二十条第二項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第二十条第三項
基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七号第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し	
第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	第二十条第三項に

第二十条の次に次の三条を加える。
(戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報)

第二十条の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(戸籍の附票の脱漏等に関する委員会の通報)
第二十条の三 市町村の委員会は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、戸籍の

附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。（戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置）

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

第二十一条中「すべて」を「全て」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第三章に次の三条を加える。

（戸籍の附票の除票簿）

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

（戸籍の附票の除票の記載事項）

第二十一条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載を

していた事項のほか、当該戸籍の附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

（戸籍の附票の除票の写しの交付）

第二十一条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し（第二十一条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由があ

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第

一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号		氏名	氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条第五項	第一項	住民票の写し	第二十一条の三第一項
		第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	戸籍の附票の除票の写し
第十二条第七項	同項	同項	第二十一条の三第一項
		同項	第二十一条の三第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項	住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
	第一項	第二十一条の三第二項	第二十一条の三第二項
第十二条の二第四項	住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し	戸籍の附票の除票の写し
	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条の二第五項	同項	同項	第二十一条の三第二項
	同項	同項	第二十一条の三第二項

第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第二十一条の三第三項
第十二条の三第七項	基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し
第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	第二十一条の三第三項に

第二十四条中「（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの規定中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。

第三十条の六に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

第三十条の七に次の一項を加える。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

い。
第三十条の八中「第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「及び」という。）を削る。

第三十条の九中「第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「及び」という。）を削り、同条ただし書中「別表第二」を「同表」に改める。

第三十条の九の二第二項中「第二十一条」を「第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四十四の二」を加える。

第三十条の十第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村

長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十二第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができ

きる。
第三十条の十七第一項中「この法律」を「この章及び第三十七条第二項」に改める。

第三十条の二十五第二項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十条の三十六中「規定」の下に「第三章及び次章を除く。」を加え、「機構が行う」を削る。

第三十条の三十七第三項中「本人確認情報処理事務」を「この法律の規定により機構が処理することとされている事務」に改める。

第三十条の四十第二項中「法律の規定」の下に「（次章を除く。）」を加える。

第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る。

第三十条の五十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二条の二第四項の項中「第十二条の二第四項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表に次のように加える。

第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつ

第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機

(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供)

県の区域内の市町村長その他の執
行機関に対し、機構保存附票本人確認情報

(第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

二 条例で定める事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

四 統計資料(国外転出者に係るものに限る。)の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務(これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。)に利用することができ。

4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

5 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。

6 機構は、機構保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務(これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。)に利用することができる。

7 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

8 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

(報告書の公表)

第三十条の四十四の七 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。(本人確認情報処理事務に関する規定の準用)

第三十条の四十四の八 第三十条の十七から第三十条の二十までの規定は、この章の規定により機構が処理することとされている事務について準用する。(都道府県知事に対する技術的な助言等)

第三十条の四十四の九 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

(市町村間の連絡調整等)

第三十条の四十四の十 都道府県知事は、第三十条の四十一第二項の規定による電気通信回線を通じて附票本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

(附票本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(附票本人確認情報の保護)

第三十条の四十四の十二 前章第四節(第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。)の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の二十四第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十四第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十四第三項	第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項	第三十条の四十一第一項又は第三十条の四十二第一項
第三十条の二十五第一項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで
	都道府県知事保存本人確認情報	都道府県知事保存附票本人確認情報
第三十条の二十六第二項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで
	機構保存本人確認情報	機構保存附票本人確認情報
第三十条の二十六第一項及び第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十六第三項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
	本人確認情報処理事務	次章の規定により機構が処理することとされている事務
第三十条の二十六第四項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十七第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十七第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十八第一項	第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
	第三十条の九の二	第三十条の四十四の二
	本人確認情報等の利用	附票本人確認情報等の利用
第三十条の二十九（見出しを含む。）	本人確認情報等（本人確認情報	附票本人確認情報等（附票本人確認情報

第三十条の三十第一項	第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項	第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
第三十条の三十第二項	第三十条の九又は第三十条の九の二	第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二
第三十条の三十第三項	本人確認情報等	附票本人確認情報等
	本人確認情報等に	附票本人確認情報等に
第三十条の三十二第一項	又は本人確認情報等	又は附票本人確認情報等
第三十条の三十二第二項	第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項	第三十条の四十一第三項又は第三十条の四十二第三項
第三十条の三十六	この法律の規定（第三章及び次章を除く。）	第三章及び次章の規定
	本人確認情報処理事務	同章の規定により機構が処理することとされている事務
第三十条の四十第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の四十第二項	この法律の規定（次章を除く。）	次章の規定
第三十条の六第一項		第三十条の四十一第一項

第三十二条を削り、第三十一条の二を第三十二条とする。

第三十六条の二第二項中「住民票又は戸籍の附票」を「住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票」に改める。

第三十七条第一項中「事項」の下に「又は除票に記載されている事項」を加える。

第四十二条中「第三十条の三十」の下に「これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。」を加える。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したものの

イ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報

人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者

二 都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ヘ 機構の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

チ 受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二

において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十六条第二号中「又は」を「第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書（の交付を受け）」に改め、「戸籍の附票の写し」の下に「の交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写し」を加える。

第四十七条第一号中「第三十条の十八」の下に「第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第三十条の二十第一項」の下に「第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加える。

第四十八条第一項中「第四十三条」を「第四十三条第一号」に改める。

第五十一条中「一の規定」を「第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。」の規定に改める。

別表第一中「第三十条の三十」の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える。

別表第一の三十一の項中「又は登記名義人」を「登記名義人」に、「に関する」を「又は同法第三十一条第一項の申請に関する」に改め、同表の四十四の三の項の次に次のように加える。

五十七の四 厚生労働省

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える。

別表第二の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「又は附票通知都道府県」を加え、同表中一の七の項を一の八の項とし、一の二の項から一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付」を加え、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の項中「第六条第一項」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「予防接種法」に改め、同表の五の十の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施」を加える。

別表第三中「第三十条の十一」の下に、「第三十条の四十四の四」を加える。

別表第三の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 都道府県知事

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中「第三十条の十二」の下に、「第三十条の四十四の五」を加える。

別表第四の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の八の項を一の九の項とし、一の二の項から一の七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付」を加え、同項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十四の四 国税庁

酒税法（昭和二十八年法律第六号）による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の三の項中「による」の下に「同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金」を加え、同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える。

別表第四の三の項中「第六条第一項」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「予防接種法」に改め、同表の四の十の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施」を加える。

別表第五中「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える。

別表第五中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第六中「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の三」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「署名用電子証明書の発行」を付し、同条第二項中「住所とする」の下に「以下同じ」を加え、同条第四項中「第二十二條第四項」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。)は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長(以下「附票管理市町村長」という。)を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七條第一号から第三号まで及び第七條に掲

る事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第七條第三号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。)をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七條に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

第八條中「住民票に」を「住民票(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)」に改める。

第九條第二項中「の申請」の下に「(国外転出者である署名利用による申請を除く。)」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用す

る第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請(国外転出者である署名利用による申請に限る。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「(総務省令)」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十條第一項中「第三条第四項」の下に「(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「住所地市町村長」の下に「(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長)」を加え、同条第二項中「の届出」の下に「(国外転出者である署名利用による届出を除く。)」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出(国外転出者である署名利用による届出に限る。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「(総務省令)」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申

請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二條中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十一条において「機構保存本人確認情報」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第一号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条第二号中「が消除された」を「の消除(国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。)」があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該署名利用者(国外転出者である者に限る。)に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

第十三條中「住民票」の下に「(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)」を加える。

第十七條第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第二号」に改め、同条第三項第三号

中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第十号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を加え、同項第十一号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加え、「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める。

第十八条第四項第五号中「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加え、同条第五項第五号中「署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加える。

第十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 署名検証者は、前項の規定による確認を行ったこと、署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用者証明用電子証明書の発行）」を付し、同条第二項中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削る。

第二十二条の次に次の一条を加える。
第二十二條之二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電

子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七條第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七條第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第二十七條中「住民票に」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第二十八條第二項中「（申請）」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二條の第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「（総務省令）」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長又は機構」と読み替えるものとする。

請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項中「第二十二條第四項」の下に「（第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長）」を加え、同条第二項中「（届出）」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と及び「で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「（総務省令）」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長又は機構」と読み替えるものとする。

第三十一條中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第二号中「が転出届」の下に「（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月

日までの間に第二十二條の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 当該利用者証明利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

第三十七條第三項第一号中「第五十三條」を「第五十三條第一項」に改め、同項第五号中「利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加え、「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第三十八條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該電子利用者証明に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

第二章第二節第二款第三十八條の次に次の二条を加える。
（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第三十八條の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて総務省令で定めるものにより

行うことができる。

2 利用者証明検査証者は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る確認の実施に関する計画

三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該計画を確実に遂行することができること。

二 申請に係る確認の業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の認可を受けた者（以下「特定利用者証明検査証者」という。）は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検査証者は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 特定利用者証明検査証者が第三項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 特定利用者証明検査証者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業務に関する法律第七

条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検査証者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

四 第四十七條第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検査証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

五 特定利用者証明検査証者が第五十一条第三項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検査証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が第五十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検査証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検査証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検査証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検査証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検査証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している

者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

（特定利用者証明検査証者証明符号）

第三十八條の三 特定利用者証明検査証者は、機構に対し、特定利用者証明検査証者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検査証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検査証者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検査証者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検査証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検査証者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めに締結しなければならない。

第四十一条及び第四十四条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「並びに特定利用者証明検査証者証明符号」を加える。

第四十五条に次の一号を加える。

九 第三十八條の三第二項の規定により特定利用者証明検査証者証明符号を提供する場合第五十一条の見出し中「利用者証明検査証者」を「利用者証明検査証者等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 特定利用者証明検査証者が特定利用者証明検査証者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該特定利用者証明検査証者は、当該特定利用者証明検査証者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検査証者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、特定利用者証明検査証者から特定利用者証明検査証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合

について準用する。

第五十三条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定利用者証明検査証者は、第三十八條の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検査証者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検査証者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十五条の見出し中「秘密保持義務等」を「秘密保持義務」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、特定利用者証明検査証者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査証者証明符号」と読み替えるものとする。

第五十六条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「署名検査証者等」に改め、同条第一項中「署名検査証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「署名検査証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を加える。

第五十七条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検査証者等」に、「義務」を「義務等」に改め、同条中「利用者証明検査証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「利用者証明検査証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、特定利用者証明検査証者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査証者証明符号」と読み替えるものとする。

3 第三十八條の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証

明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第六十六條第一項中「受けた者」の下に「及び特定利用者証明検証者」を加え、同条第二項中（行政機関等及び裁判所を除く。第七十八條第二項において同じ。）及び「（行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。）を削る。

第六十七條第一項第一号中「第三條第六項」の下に「第三條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第五号中「第二十二條第六項」の下に「（第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第三十八條の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務

第六十七條第三項中「住所都市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十四條中「第五十五條」を「第五十五條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十八條第一項中「又は第六号」を「若しくは第六号」に改め、「受けた者」の下に「又は特定利用者証明検証者」を加える。

第七十九條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲

げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第七條第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七條第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

第七條第一項中「通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により」を削り、同条第二項中「通知カードにより」を削り、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に、「通知カードの様式その他通知カード」を「第一項又は第二項の規定による通知」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四條第二項中「まで」の下に「又は第三十條の四十四から第三十條の四十四の五まで」を加え、「機構保存本人確認情報（）」を削り、「第三十條の九に」を「第三十條の七第四項に」に、「をいう。」を「又は同法第三十條の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（）」に、「同じ。」の「を」機構保存本人確認情報等」というの「に」改める。

第十六條中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」を削り、「又はこれらに代わるべき」を「その他」に改める。

第十七條第一項中「に對し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記載されている者（国外転出者である者に限る。）に對し」に、「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前

條」に改め、同条第二項中「第二十四條の二第一項に規定する最初の転入届」を「第二十二條第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所都市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所都市町村長」という。）に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所都市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

第十九條第四号及び第四十八條中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

第五十五條中「通知カード又は」を削る。

附則第三條第二項及び第三項中「通知カードにより」を削る。

別表第一の三十六の二の項中「による」の下に「罹災証明書の交付又は」を加え、同表の四十九の項中「又は費用の徴収」を「費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同表の九十三の項の次に次のように加える。

九十三の二 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二の一の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
-------------------------	---

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
-------------------------	-------------------------

国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の二の項から四の項までの規定中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等

年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同

表の五の項中

厚生労働大臣
労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害あつて主務省令で定めるもの

害補償保険法による給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

う。）又は失業等給付であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十五の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報

報、」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の二十六の項中「雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）を「失業等給付関係情報」に、「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報」といふ。若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の三十三の項中

市町村長
介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長	介護保険給付等関係情報
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報あつて主務省令で定めるもの

報で
もの

に改め、同表の三十九の項中「年金給付関係情報」の下に「又は特別障害給付金関係情報」

を加え、同表の四十二の項中

医療保険者又は後期高齢者医療
医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療
広域連合
都道府県知事

療は
医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十八の項中「年金給付関係情報」の下に「又

等
生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

は特別障害給付金関係情報」を加え、同表の六十六の項中

市町村長	地方税関係情報又は 係情報であつて主務 めるもの
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報で 務省令で定めるもの

住民票関
省令で定
あつて主

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報で あつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関 係情報であつて主務省令で定 めるもの
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報であつて主 務省令で定めるもの
地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補償関係情報 であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十八の項中

厚生労働大臣若
しくは日本年金
機構又は共済組
合等

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情 あつて主務省令で定める
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報であつ 務省令で定めるもの
地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補償関係 であつて主務省令で定め

報で
もの
て主

に改め、同表の六十九の項の次に次のように加える。

情報
るも

六十九の二市 町村長	母子保健法による保健指 導、新生児の訪問指導、健 康診査、妊産婦の訪問指 導、未熟児の訪問指導又は 母子健康包括支援センター の事業の実施に関する事務 であつて主務省令で定める もの	市町村長	母子保健法による健康診査 に関する情報であつて主務 省令で定めるもの
---------------	--	------	--

別表第二の八十七の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報、」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の九十四の項中「生活保護関係情報」の下に「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を加え、同表の九十七の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加え、同表の百六の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報」に改め、「生活保護関係情報」の下に「又は児童扶養手当関係情報」を加え、「又は住民票関

係情報」を、「住民票関係情報又は児童手当関係情報」に、

国民年金法その 他の法令による 年金である給付 の支給を行うこ ととされている 者	国民年金法その 他の法令による 年金である給付 する情報であつて 定めるもの
--	--

の法令によ
の支給に関
主務省令で

国民年金法その 他の法令による 年金である給付 の支給を行うこ ととされている 者	国民年金法その 他の法令による 年金である給付の 支給に関する情 報であつて主務 省令で定める もの
--	--

に改め、同表の百十四の項中

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定められている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定められている者
---	---

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報は主務省令で定める

に改め、同表の百十五の項の次に次のように加える。

百十五の二 市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
------------	---	---------------------	---

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「年金給付関係情報」という。又は「を」を「年金給付関係情報」という。に改め、「特別障害給付金関係情報」という。の下に「又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）を加え、同表の二の項から四の項までの規定中「又は特別障害給付金関係情報」といふ語を「特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表の五の項及び三十三の項中「特別障害給付金関係情報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加え、同表の三十九の項及び五十八の項中「又は特別障害給付金関係情報」を、「特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表の百六の項中

厚生労働大臣

失業等給付関係情報で主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報は主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十四の項中「特別

障害給付金関係情報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加える。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第六条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項中「つど」を「都度」に、「はりつけ」を「貼り付け」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ

る。

（母子保健法の一部改正）

第七條 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（健康診査に関する情報の提供の求め）

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の

保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要であると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

第二十八条に次の一項を加える。

2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。を)を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。を)を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四条中行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定、公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の二第四項並びに第十二條の四第四項の改正規定、同法第二章第十五條の次に三條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十六條第二項の改正規定に限る。の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第五条の規定、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の施行の日

四 附則第三十九條(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十五條の二第四項第二号の改正規定に限る。の規定、平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。のいづれか遅い日

五 附則第三十條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の二十五第五項及び第十六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九條の五の改正規定に限る。)、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定、平成三十二年四月一日又は施行日のいづれか遅い日

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七條第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第十九條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八條の改正規定、同法第二章第二節第二款中同條の次に二條を加える改正規定、同法第四十一條、第四十四條第一項、第四十五條、第五十一條(見出しを含む。)、第五十三條(見出しを含む。及び第五十五條(見出しを含む。の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六條第一項の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。並びに同法第七十四條及び第七十八條第一項の改正規定並びに第四條中番号利用法第七條及び第十六條の改正規定、番号利用法第十七條及び第十八條の改正規定、同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。並びに番号利用法第五十五條及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規

定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定、平成三十三年一月一日

八 第六条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九 第二条中住民基本台帳法第十七條の改正規定(同条に三號を加える部分(第五号及び第六号に係る部分に限る。に限る。)、同法第二十條第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三條を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。並びに附則第四條第四項及び第八項の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八條、第九條、第十三條及び第十五條第二項の改正規定、同法第十七條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一條の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六條から第三十條までの改正規定、同法第三十條の六に一項を加える改正規定、同法第三十條の七に一項を加える改正規定、同法第三十條の八から第三十條の十まで、第三十條の十一、第三十條の十五、第三十條の十七第一項、第三十條の二十五第二項、第三十條の三十六、第三十條の三十七第三項及び第三十條の四十一から第三十條の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二條、第四十七條及び第五十一條の改正規定、同法別表第一の改正規定(第三十條の三十)の下に「第三十條の四十四、第三十條の四十四の十一、第三十條の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同

法別表第二の改正規定(第三十条の十)の下に「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十一)の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。並びに同法別表第六の改正規定、第三十条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七

条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「新情報通信技術活用法」という。第六条及び第七十条の規定は、施行日以後に行われる申請等(新情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。又は処分通知等(新情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。))について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等(第一条の規定による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下この条において「旧情報通信技術利用法」という。))第二条第六号に規定する申請等をいう。又は処分通知等(旧情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。))については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧情報通信技術利用法第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用法第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。
(住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為)
第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日(次条において「第九号施行日」という。))前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法(次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。))第十七条(第五号及び第六号に係る部分に限る。))に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができ。

2 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。))前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができ。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。))前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

2 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村(特別区を含む。以下この項及び第九号において同じ。))が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されることがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第七号の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七号第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

「第十号施行日」という。))前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができ。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。))前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

2 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村(特別区を含む。以下この項及び第九号において同じ。))が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されることがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第七号の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七号第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

3 市町村長は、第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の第三八項及び第九項の項中「第十二条の第三八項及び第九項」とあるのは「第十二条の第三九項」とする。

4 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の第三八項及び第九項の項中「第十二条の第三八項及び第九項」とあるのは「第十二条の第三九項」とする。

5 新住民基本台帳法第二十一条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票(新住民基本台帳法第二十一条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。))に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している戸籍の附票の除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十一条の三の規定は、適用しない。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十一条の三第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第四項中「として、同項に規定する」とあるのは「として、同条第五項中「第七項まで」とあるのは「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の第三八項及び第九項の項中「第十二条の第三八項及び第九項」とあるのは「第十二条の第三九項」とする。

8 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十一条の三第二項及び第五項の規定の適用については、同条

第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

9 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報（新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を除く。）を都道府県知事に通知するものとする。

10 前項の規定による通知は、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知とみなす。

11 第二号施行日から施行日の前日までの間における住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは、「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。

12 第二号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第四十三条第二号（八から十までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号八及び二中「本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあり、同号ホ中「本人確認情報又は附票本人確認情報」とあり、並びに同号ヘ中「本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあるのは「本人確認情報」と、同号ト中「又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「の電子計算機処理等」と、「受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者」とあるのは

「受領者」と、同号チ中「又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「の電子計算機処理等」とする。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（次項において「新公的個人認証法」という。）第七條第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「公的個人認証法」という。）第三條第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書（同条第一項に規定する署名用電子証明書を用いて、以下この条において同じ。）について適用し、公的個人認証法第三條第六項の規定により第十号施行日前に発行される署名用電子証明書については、なお従前の例による。

2 新公的個人認証法第十二條（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新公的個人認証法第三條の規定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者（公的個人認証法第二條第四項に規定する署名利用者をいう。）以下この項において同じ。）に係る住民票の消除があつた場合について適用し、第三條の規定による改正前の公的個人認証法第三條の規定により第十号施行日前に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票の消除があつた場合については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）において現に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号

利用法」という。）第七條第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七條第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七條第六項の規定による当該通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードの返納については、なお従前の例による。

2 番号利用法第十二條に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四條第一項の規定により通知カード所持者（第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があつた者を除く。）である本人（番号利用法第二條第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二條第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四條の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七條第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。）に対しその者に係る個人番号カード（新番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七條第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九條 政府は、この法律の公布後速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新情報通信技術活用法第三條第二号に規定する行政機関等のうち同号イに掲げるもの（会計検査院を除く。以下この項において単に「行政機関等」という。）による情報通信技術に係る物品及び役務の調達並びに情報システムの整備及び運用（以下この項において「情報通信技術に係る政府調達等」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、内閣官房において、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、情報通信技術に係る政府調達等に必要なる予算を一括して要求し、確保するとともに、当該予算を関係する行政機関等に配分することとすること。

二 行政機関等が情報通信技術に係る政府調達等を行うに際し、情報通信技術に関する専門的な知識経験を有する職員を有効に活用することができるよう、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、関係する行政機関等の相互の連携協力体制を整備すること。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第十條 施行日が道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日である場合には、同法附則第八條の規定は、適用しない。
（財政法の一部改正）

第十一条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二を削る。

第四十六条の三「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十六条の二とし、第四十六条の四を第四十六条の三とする。

（会計法の一部改正）

第十二条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二を削る。

第四十九条の三第一項中「図形等」を「図形その他の」に、「次項及び次条第一項」を「同項及び同条第一項」に改め、同条第二項中「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条を第四十九条の二とし、第四十九条の四を第四十九条の三とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の九第二項中「前項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十九条」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしてしているもの」を、「事務を」の下に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同条第一項を削る。

（地方自治法の一部改正）

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法（昭和二十六年法律第一百六十七号）の項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同表東日本大震災の被災者に係

る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第十五条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三百三十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「以下この条において「情報通信技術利用法」という。」第三條第一項を「第六條第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

（金融商品取引法の一部改正）

第十六条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三十の三第五項を削る。

第二十七条の三十の七第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第八十五條の十二第一項を削り、同条第二項中「前項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてしているもの」を、「事務を」の下に、「同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（国有財産法の一部改正）

第十七条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第四十一條」を「一第四十條」に改める。

第三十九條を削る。

に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、第五章中同条を第三十九條とし、第四十一條を第四十條とする。

（公認会計士法の一部改正）

第十八条 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五十七第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において」を削り、「同項の処分通知等を」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてしているものを、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する」に改め、「内容を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（政治資金規正法の一部改正）

第十九条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條の十五の見出し中「使用した報告書」を「使用する方法により行う報告書等」に改め、同条中「会計責任者は、」の下に「第十九條の十において読み替へて適用する」を加え、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「第六條第一項の規定により同項」に、「（第三十二條の二において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して」を「使用する方法により」に改める。

第三十二條の二中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、「第二十九條の規定」の下に「（以下この条において「届出等関係規定」という。）を、「ものは、」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する」を加え、「使用して」を「使用する方法により」に、「これらの規定」を「届出等関係規定」に改める。

改める。

（古物営業法の一部改正）

第二十条 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用し行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第十九條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項若しくは」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は第四項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の一項を加える。

5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同法第七條第三項の規定は、適用しない。

第三十三條第一号中「第十九條第四項から第六項まで」を「第十九條第三項若しくは第四項」に改める。

第三十七條中「第十九條第五項又は第六項」を「第十九條第三項又は第四項」に改める。

（外国為替及び外国貿易法等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に改める。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五條第二項ただし書

二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第五項第一号

三 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十

十七年法律第百四十四号) 第四十一条の二第一項第一号

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第二百二十八条の四第一項第一号

五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号) 第十条の六第一項第一号

六 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号) 第十条の二

七 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号) 第四条第二項第一号

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第二十二条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とする。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項を削る。

第三十条の二第六項を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第二十四条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第十三条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

(電波法の一部改正)

第二十五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項を削る。

(質屋営業法の一部改正)

第二十六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四十一条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改める。

(質屋営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十七条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十一年法律第号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「第二十条第二項ただし書」とあるのは、「第二十一条第二項ただし書」とする。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条中「第八条第一項」の下に「これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。」を加え、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

(港灣法の一部改正)

第二十九条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の二十第二項ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十条 地方税法の一部を次のように改正する

る。目次中「第三百五十八条の二」を「第三百五十八条」に改める。

第七十二条の二十五第十五項及び第十六項、第七十二条の二十六第十項及び第十一項並びに第七十七七条の十二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三百五十八条の二を削る。

第七百四十七条の二第一項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」、「図形等」を「図形その他の」に、「として」を「その他のその方法が規定されているもの(次に掲げるものを除く。)」に改め、「ついで」の下に、「当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「地方税関係手続

用電子情報処理組織をいう。次条」を「地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条」に、「(次条)」を「(以下この条)」に、「(經由して行わせる)」を「(經由する方法により行う)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三百七十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二 第三百七十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

第七百四十七条の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第二項」に改め、「(まで)」の下に「及び第六項」を加え、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

第二項		第三項		第四項	
当該申請等に関する他の法令		当該申請等を受ける行政機関等		当該申請等に関する他の法令	
法令その他の当該申請等		当該行政機関等		当該法令	
地方税関係法令(地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)		地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係申告等(同条第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。)		地方税関係法令	
地方税関係法令(地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)		地方税関係法令(第六項において「機構」という。)		地方税関係法令	
地方税関係法令(地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)		地方税関係法令(第六項において「機構」という。)		地方税関係法令	

第六項	主務省令	総務省令
	第一項の電子情報処理組織を使用する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する
	主務省令	総務省令
	前各項	同項及び第二項から第四項まで
	前項	地方税法第七百四十七条の二第一項
	第五項	第四項

第七百四十七条の三第一項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「（次に掲げるものを除く。）」を削り、「ついでには」の下に、「地方税関係法令の規定にかかわらず」を加え、「経由して行わせる」を「経由する方法により行う」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「の規定」を「の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法」に、「前項に」を「同号イに」に改める。

第七百四十七条の四第一項中「行政機関の長（」を「他の行政機関の長（」に改め、「以下この項及び」及び「は、他の行政機関の長」を削り、「。次条第一項を」。同項に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ついでには」の下に、「当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「経由して」を「経由する方法により」に改め、同条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第二項から第五項まで」に、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

第二項	当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
	法令その他の当該処分通知等	地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係通知（同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。次項において同じ。）

第三項	、当該	、地方税法第七百六十二条第一号の
第四項	当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
	主務省令	総務省令
第五項	第一項の電子情報処理組織を使用する	地方税法第七百四十七条の四第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する
	主務省令	総務省令
	前各項	同項及び前三項
	前項	地方税法第七百四十七条の四第一項

第七百四十七条の五第一項中「行政機関の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ついでには」の下に、「地方税関係法令の規定にかかわらず」を加え、「経由して」を「経由する方法により」に改め、同条第二項中「規定」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法」に改める。

第七百五十五条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条並びに」を削る。

第七百六十二条第一号ロ中「図形等」を「図形その他の」に改める。

附則第九条の五中「第七百四十七条の三第一項第三号」を「第七百四十七条の二第一項第三号」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十一条 前条の規定による改正後の地方税法（次項から第四項までにおいて「新地方税法」

という。）第七百四十七条の二の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係申告等について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の地方税法（次項から第四項までにおいて「旧地方税法」という。）第七百四十七条の二第一項の規定により行われた同項に規定する特定書面等地方税関係申告等については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百四十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係申告等について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の三第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係申告等については、なお従前の例による。

3 新地方税法第七百四十七条の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の四第一項の規定により行われた同項に規定する特定書面等地方税関係通知については、な

お従前の例による。

4 新地方税法第七百四十七条の五の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の五第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係通知については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第三十条のうち地方税法第七百四十七条の二第一項に各号を加える改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
二 第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
三 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

一 第五十三条第四十六項の規定による同項の申告
二 第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告
三 第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告
四 第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
五 第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
六 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知
七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

一 第五十三条第四十六項の規定による同項の申告
二 第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告
三 第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告
四 第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
五 第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
六 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知
七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

(道路運送車両法の一部改正)
第三十三条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条第四項ただし書中「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十三号まで若しくは前項の申請等をする場合」を削り、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四

年法律第百五十一号)第六条第一項」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三十四条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第五項を削る。
第八条第一項ただし書中「第三条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。
第九条第三項中「前条第一項及び第四項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

第十条第四項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第三項中「第四項並びに」を「第三項並びに」に改める。
第二十一条の三中「から第三項まで、」を「及び第二項、」に改める。
(関税法の一部改正)

第三十五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」を「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第三十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の二を削る。
第二十六条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第二十六条の二とし、第二十六条の四を第二十六条の三とする。
(物品管理法の一部改正)

第三十七条 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第四十条の二を削る。
第四十条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十条の二とし、第四十条の四を第四十条の三とする。
(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第三十八条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第四十条の二を削る。
第四十条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改

め、同条を第四十条の二とし、第四十条の四を第四十条の三とする。
(租税特別措置法の一部改正)

第三十九条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第二十五条の二第四項第二号、第三十七条の十四第九項、第四十二条の二の二第一項第一号及び第六十六条の四の四第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九十七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する」を「国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により」に、「第二十一条第六号」を「第三条第八号」に改める。
(国税徴収法の一部改正)

第四十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。
第百一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「ことがでる」を「ものとする」に改める。
(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第四十一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてゐるもの」を、「事務を」の下に、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を

同条とする。

(商業登記法の一部改正)

第四十二条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第十項を削る。

第十三条第二項ただし書を削る。

第二十一条第二項中「情報通信技術利用法第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六條第一項」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第四十三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に改め、「国土交通大臣が」を削り、「第二十條第一項」を「第二十條第一項第一号」に改め、「ことが」を「できるものとした」を削る。

(法人税法の一部改正)

第四十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第六項を削り、同条第七項中「及び前項」を削り、同項を同条第六項とする。

第八十一条の二十四の二第六項を削る。

第八十一条の二第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「(平成十四年法律第百五十一号)第六條第一項」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改める。

第三十五条の見出し中「登記等」を「登記」に改め、同条第一項中「登記等」を「登記」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)」の規定又は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二條第三号(定義)」に規定する書面等を「書面」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第四十六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の三第二項ただし書を削る。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第四十七条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の六第一項を削り、同条第二項中「前項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三條第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしていふもの」を、「事務を」の下に、同法第七條第一項の規定により、同法第六條第一項に規定するを、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第四十八条 電子情報処理組織による輸出入等関

連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「港湾管理者を含む」の下に「。次條第二項において同じ」を加え、同条第二号口中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。第二條第六号を「情報通信技術利用法」という。第三條第八号に、「情報通信技術利用法第二條第七号」を「情報通信技術活用法第三條第九号」に改める。

第三條の見出しを「(情報通信技術活用法の適用)」に改め、同条第一項を次のように改める。

前條第一号に規定する電子情報処理組織を使用し行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術活用法第六條第一項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織とみなして、同条又は情報通信技術活用法第七條(電子情報処理組織による処分通知等)の規定を適用する。この場合において、情報通信技術活用法第六條第三項中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは「輸出・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「当該申請等を受ける行政機関等」とする。

第三條第二項中「情報通信技術利用法第四條」を「情報通信技術活用法第七條」に、「同條第一項の行政機関等」を「税関その他の関係行政機関」に改める。

第四條第一項及び第五條中「情報通信技術利用法第三條第一項」を「情報通信技術活用法第六條第一項」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第四十九條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改

正する。

第三條第四項ただし書を削る。

(消費税法の一部改正)

第五十條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の二第六項を削る。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第五十一條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條」を「第四十一條」に、「第四十三條」第四十六條を「第四十二條」第四十五條に改める。

第二十四條第一項中「第四十六條」を「第四十五條」に改める。

第四十二條を削る。

第六章中第四十三條を第四十二條とし、第四十四條を第四十三條とする。

第四十五條第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同条を第四十四條とし、第四十六條を第四十五條とする。

(政党助成法の一部改正)

第五十二條 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二第二項中「場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「支部報告書」を「第十八條第二項の支部報告書、監査意見書」に、「又は第三十條第二項の規定により」を「の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び第三十條第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であつた者に」に改め、「監査意見書」の下に「(第十八條第一項又は第二十九條第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。)」を、「第三十五條の文書」の下に「(第十八條第一項又は第二十九條第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。)」を加え、同条第二項中「政党の会計責任者又は」を「第十八條

第一項、第二十条第二項若しくは第二十九条第一項第二号に規定する政党の会計責任者又は同項第一号若しくは第三十条第二項に規定する」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第五十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の見出しを「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用」に改め、同条中「の規定による申請及び同条第二項」を「第三十四条第五項において準用する場合を含む」の規定による提出及び第十条第二項」に、「第二十五条第三項の規定による申請」を「第二十五条第四項の規定による提出」に、「第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請」を「第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による申請」を「第四十四条第一項の規定による申請」を「第四十四条第二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条第五項において準用する場合を含む)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む)の規定による提出」に改め、「第五十一条第三項の規定による申請」を削り、「第五十六条」を「並びに第五十六条」に改め、「第五十八條第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「同法中」を「同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七條第一項、第四項及び第五項、第八條第一項並びに第九條第一項及び第三項中」に、「とし、同法第十二條の規定は、適用しない」を「とする」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十四条 電子計算機を使用して作成する国税

関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條(行政機関等の電磁的記録による作成等)並びに」を削る。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第五十五条 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項ただし書を削る。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第五十六条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書を削る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第五十七条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書(以下この号において「除票の写し等」という。)の交付」を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同条第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る。」の下に「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し(以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票の除票に記載されている者に對するものに限る。)」を加え、「の引渡し」を

「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五十八条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「作成」の下に「並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」を加える。

(不動産登記法の一部改正)

第五十九条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百五十四条を次のように改める。

第百五十四条 削除

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第一条第二号二」を「第三条第二号二」に改め、同条第九号ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二條第六号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三條第八号」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書(以下この号において「除票の写し等」という。)の交付」を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同条第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る。」の下に

「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し(以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。)」を加え、「の引渡し」を「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第二項第一号ロを次のように改める。

ロ 道路運送車両法第百二條第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び同条第二項の手数料並びに同条第三項に規定する者の同項の手数料(独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。)のうち、同条第四項ただし書及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六條第五項の規定による手数料

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第六十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十三条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十六条第二項中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。

(カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律の一部改正)

第六十四条 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律(平成十九年法律第八十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十五条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「新法第四章の三」を「住民基本台帳法第四章の四」に改める。

(東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の一部改正)

第六十六条 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第六十七条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第十二条」を「第十八条」に改める。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十八条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十六の項及び八十七の項の改正規定中「若しくは特定障害者」を「又は特定障害者給付金関係情報」に、「特定障害者」を「特定障害者給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、「一」による特別障

害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(次条において「新住民基本台帳法」という。第三十条の九)を「住民基本台帳法第三十条の七第四項」に改める。

第十八条第一項中「新住民基本台帳法」を「第十六条の規定による改正後の住民基本台帳法(この条において「新住民基本台帳法」という。に改める。

第二十二

第二十二條第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。を「住民基本台帳法」に、「おける第四号新住民基本台帳法」を「おける同法」に、「以下」機構保存本人確認情報」という。を「機構保存本人確認情報」に、「と、第四号新住民基本台帳法」を「と、同法」に改め、同条第二項中「第四号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「から第四号新住民基本台帳法」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定」を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第二号」を「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法」を「と、同法」に改め、同条第三項中「第四号新住民基本台帳法別表第三」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。別表第三」に改め、同条第四項中「第四号新住民基本台帳法別表第四」を

「住民基本台帳法別表第四」に、「から第四号新住民基本台帳法」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定」を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第二号」を「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法」を「と、同法」に改める。

(地方公共団体情報システム機構法の一部改正)

第七十条 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「の保護」を「及び同法第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る同法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報の保護」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

(地方法人税法の一部改正)

第七十一条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第六項を削り、同条第七項中「及び前項」を削り、同項を同条第六項とする。

(官民データ活用推進基本法の一部改正)

第七十二条 官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第三条第二号」に改める。

(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十三条 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七十四条 施行日が地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十五条 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、地方税法第七百四十七条の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とする改正規定及び同項に一号を加える改正規定中「第七百四十七条の三第一項」を「第七百四十七條の二第一項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七十六条 施行日が地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第七十七条 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「第八条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第十二条の改正規定に限る。、第九条、第十条」を「から第十号まで」に改める。

附則第八条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「平成十四年法律第五十一号」を加え、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定を削る。

第七十八條 施行日が特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「附則第八条」とあるのは「附則第八条の見出しを「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正」に改め、同条」と、「の下に」とあるのは「一を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と、「を加え」とあるのは「一に改め、同条のうち」と、「別表」とあるのは「第十二条本文の改正規定中「第十二条本文」を「第十八条本文」に改め、同法別表」とする。

（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第七十九條 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第八十條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條のうち住民基本台帳法別表第四の一の八の項の改正規定中「別表第四の一の八の項」を「別表第四の一の九の項」に改める。
（道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十一條 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号。次条において「車両法改正法」という。）の一部を次のように改正する。

第二条のうち道路運送車両法第百一条の改正規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第十三号までに」を「第十二号までに」を「第十三号」を「第十二号」に改め、「同項ただし書中

「第十三号まで」を「第十二号まで、第二項」に、「前項の」を「前項の規定による」に改め」を削る。

第三条のうち道路運送車両法第百一条第五項の改正規定中「同項ただし書中「前項」を「前項各号」に改め」を削る。

附則第一条第四号中「及び第二十條」を、「第二十條及び第二十一條の二」に改める。

附則第二十一條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別会計に関する法律の一部改正）を付し、同条のうち特別会計に関する法律第二百十三條第二項第一号の改正規定中「第百一条第四項ただし書」を「第百一条第五項ただし書」を「第十三号」を「第十二号」に、「及び同条第二項」を「の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

附則第二十一條の次に次の一条を加える。

第二十一條の二 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百十三條第二項第一号口中「同条第四項に規定する」を「同条第四項各号に掲げる」に改める。

（車両法改正法の一部改正に伴う調整規定）

第八十二條 施行日が車両法改正法の施行の日以後である場合には、附則第三十三條中「第百一条第四項ただし書」とあるのは「第百一条第五項ただし書」と、「第十三号まで若しくは前項の」とあるのは「第十二号まで、第二項若しくは前項の規定による」と、「同条第五項」とあるのは「同条第六項」と、附則第六十二條中「第十三号」とあるのは「第十二号」と、「及び同条第二項」とあるのは「の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「同条第四項ただし書」とあるのは「同条第五項ただし書」とし、前条（車両法改正法第二条

のうち道路運送車両法第百一条の改正規定の改正規定及び車両法改正法附則第二十一條のうち特別会計に関する法律第二百十三條第二項第一号の改正規定の改正規定に限る。）の規定は、適用しない。

令和元年六月十日印刷

令和元年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P